

令和7年6月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月5日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 佐藤 啓 史 君	12番 岩瀬 洋 男 君
13番 松崎 栄 二 君	14番 岩瀬 義 信 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
副 市 長 加 藤 正 倫 君	教 育 長 岩 瀬 好 央 君
総 務 課 長 屋 代 浩 君	企 画 課 長 水 野 伸 明 君
財 政 課 長 鈴 木 和 幸 君	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
消 防 防 災 課 長 窪 田 正 君	税 務 課 長 小 野 寺 千 枝 君
市 民 課 長 田 中 めぐみ 君	高 齢 者 支 援 課 長 篠 宮 寛 敬 君
福 祉 課 長 渡 邊 弘 則 君	こ ども 未 来 応 援 課 長 土 馬 健 太 郎 君
生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君	都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君
農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君	観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由 美 子 君
会 計 課 長 吉 田 智 絵 君	学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君
生 涯 学 習 課 長 渡 邊 友 人 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 軽 込 一 浩 君 議 会 係 長 小 高 茂 君

議 事 日 程

議事日程第2号
第1 一般質問

開 議

令和7年6月5日（木） 午前10時00分開会

○議長（戸坂健一君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、会議はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

一 般 質 問

○議長（戸坂健一君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。

最初に、渡辺ヒロ子議員の登壇を許します。渡辺ヒロ子議員。

〔2番 渡辺ヒロ子君登壇〕

○2番（渡辺ヒロ子君） おはようございます。渡辺ヒロ子です。ただいまより、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

これまで勝浦市では、高齢者福祉や介護の分野で、関係機関や地域の皆さんとの連携により、きめ細やかな支援体制が築かれてきました。現場で日々御尽力くださっている皆様には心から感謝申し上げます。

その一方で、これからさらに高齢化が進んでいく中で、現行の介護サービスや高齢者支援体制をどう維持・発展させていくか、また、個々の事情に寄り添った柔軟な支援の在り方がますます大切になってくると感じています。

加えて、地域での暮らしを支える移動手段の確保は、高齢者の生活の質を大きく左右する重要な要素です。買物や通院、地域の活動など、日々の暮らしの中で自由に動けることは、高齢の方にとって大きな安心につながります。移動が難しいことで社会から孤立してしまう、そんな状況を防ぐためにも、地域で支え合う仕組みづくりが今、求められていると感じています。

そこで、次の2点についてお伺いします。

1点目、勝浦市における介護サービスの提供状況と市独自の支援策について、2点目、地域における高齢者の移動手段の現状とそれに対する市の課題認識について。

登壇しての質問は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（戸坂健一君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの渡辺議員の一般質問にお答えします。

初めに、本市における介護サービスの提供状況及び市独自の支援施策についてであります。まず、介護サービスの提供状況については、令和7年1月現在の要介護認定率は18.8%となり、

現在1,200人余りの方が在宅及び施設等において、介護サービスを利用されております。

その利用傾向については、施設サービスの利用割合が県平均2.6%、夷隅郡内平均3.9%に対し、本市は4.9%と高い傾向にあり、その要因としては、高齢者のみの世帯が増加し、家族による在宅での支援が困難である状況が影響していると考えています。

一方、訪問入浴、通所リハビリ、通所介護サービスを提供していた介護事業所の一部が昨年度、休止及び廃止となり、利用者は別の事業所への切替えが必要になったと承知しております。

市独自の支援策については、低所得者の経済的負担軽減を目的とした介護保険利用者負担額助成事業により、住民税非課税世帯の方が訪問系サービスを利用した際に支払う負担額の3割を助成しており、昨年度は643件、103万1,462円を助成しております。

今後も介護サービスの利用者や介護事業所の置かれた状況を把握し、有効な支援策を検討してまいります。

次に、地域における高齢者の移動手段の現状と課題認識についてであります。過去に、市内の65歳以上の方を対象に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、最も利用する商店までの移動手段は自動車及びバイクと回答した方が51.2%と最も多く、次いで徒歩が18.4%、家族等による自動車送迎が16.1%であり、これらが主な移動手段の現状であると考えています。

高齢化の進行により運転が困難となり、日常の移動に不便や不安を感じる方の増加が予想されるとともに、人口減少により公共交通網が縮小し、日常生活における移動の利便性をどのように確保するかは課題であると認識しています。

この課題の解決に向け、デマンドタクシーや、総野地区の一部地域で実証運行を開始した「ノッカルかつうら」の実績等を基に、高齢者にとりましても使いやすいと実感いただけるような移動手段の確保に取り組んでまいります。

以上で、渡辺議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 御答弁ありがとうございました。介護サービスの提供状況や高齢者の移動手段の現状について、これは理解いたしました。その上で、順番を変えまして、2点目の高齢者の移動手段の現状についてから再度、幾つか質問させていただきます。

過去に実施されたという65歳を対象にといった調査の結果、自家用車やバイクを使って移動されている方が半数を超えているとの今、御答弁いただきました。これは本市において、高齢になってもなお運転を続けざるを得ないという状況を物語っているのかなと感じました。

そうした中で、運転を卒業された方々の移動手段の確保が、安全面・生活面の両面から非常に重要な課題になると考えます。

このような課題に対応する施策として、本市が取り組んでいるデマンド型乗合タクシーの事業は、高齢者をはじめとする交通弱者の暮らしを支える非常に意義深い取組であると受け止めています。令和5年の3月議会の一般質問におきまして、私はこのデマンドタクシーのエリア拡大や本数の拡充を求めましたが、現在のこの事業の運行体制、さらには今後の拡充の見直しなども含めまして、現況について伺います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。現在のデマンドタクシーの運行体制、今後の拡充の見通

しなどにつきましてですが、現在、運行日は年末年始を除く月曜から土曜日となっており、運行台数3台で、1日6便運行しています。令和6年10月から運行エリアを拡大し、それに伴い、台数も1台増やしている状況でありまして、運行エリアや台数などの拡充は現状では考えておりません。

ただし、利用者の利便性を向上するような乗降場所の追加や運行時間、運行ルート等の改善については随時検討し、交通事業者等と協議してまいります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 昨年度からは車両が3台体制となって、運行エリアも広がったとのことですが、現時点で、まだ市内全体をカバーしているわけではないというふうな認識をしています。実際、知り合いからも、うちの地域にもデマンドタクシーがあれば助かるのにといったような声を聞くことがありまして、市民の皆さんのデマンドタクシーに対する関心の高さを感じています。

このような利用者や市民の皆様から寄せられる声の中にこそ、今後の制度改善とか、あるいはサービス拡充につながる重要なヒントがあるんじゃないのかなと思います。

そこで伺います。これまでに寄せられている市民の声や御要望の中で特に多かったもの、あるいは印象的な意見、また現在の検討材料として把握されている内容があれば教えていただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。デマンドタクシーの運行に対して利用者からの意見としては、乗降場所の追加や便数の増加、運行時間の改善、日曜日の運行等への意見が多いものと認識しております。これらの声を参考としまして、デマンドタクシーの利便性を向上させる改善を検討してまいります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） デマンドタクシーについては、エリアの拡大や台数の増加といった、これまでの形で事業の充実が図られてきたということ、また、利便性の向上やシステムの改善についても、まだ御検討いただいているということは分かりました。

これまで私は、市民の移動手段を確保するための方策として、市内を循環する市民コミュニティバスの運行を提案したことが過去にありました。実際、県内でも市民バスを運行している自治体は数多くありますが、個人的に、あくまでも個人的にですが、勝浦市で平日週5日、1台の市民バスを運行した場合ということで試算をしてみたところ、年間で最低、バスを持っているか借りるかによって違いますし、最低でも2,500万から3,500万円以上かかるという結果が出ました。この数字を見たときに、ああ、やっぱり現実的には難しいんだなという印象を持ちました。

とすると、柔軟に対応できて、実績もあるこのデマンドタクシーの拡充というのが、より現実的な選択肢として求めていく必要があるんじゃないのかなと感じています。経済情勢とか、人材不足とか、乗り越えるべき課題は多いと思いますが、今後も事業者の皆さんとしっかり連携を図っていただきながら、市民の声に寄り添った、より使いやすいサービスへと進化していただくと期待しています。

そうした中で、新たに取り組まれているのが、ノッカルかつうらという実証的な事業だと理

解しております。

そこで、御答弁の中にも入りましたが、このノッカルかつうらについて、導入の背景や具体的な運行形態、サービス内容、今後の活用の方向性などを含めて、もう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えいたします。ノッカルかつうらについての導入の背景や具体的な運行形態、サービス内容、今後の活用の方向性などということではありますが、ノッカルかつうらにつきましては、既存の公共交通機関を維持、確保しながら、これを補う移動手段として、自家用車の保有割合が高く、地域住民の助け合いが期待でき、事業の持続可能性が高いと考えられることなどから、ほか自治体で導入されてきている実績もある自家用有償旅客運送ノッカルの制度を導入したところでもあります。

現在は実証運行中でありまして、無償で運行しております。運行日は水曜日と金曜日の週2日、運行地域は市野川・花里・松野・中倉・蟹田地区であります。

今後は、実証運行の実績などを検討、評価した上で、今年度中に有償による本格運行を開始することを目指しております。また、ノッカルがうまく勝浦の地域事情に適合するサービスと判断できれば、徐々に運行地域を拡大していく考えであります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 御説明いただいたことについては理解いたしました。ありがとうございます。

このノッカルかつうらの実証運行について、これまでの成果を今後どのように評価されて、どのような形で本格的な運行につなげていこうとお考えなのでしょうか。また、財源の確保や地域の皆さんとの連携といった視点も含めて、持続可能な仕組みをどうつくっていくのかという点について、再度お考えをお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。ノッカルかつうらの運行について、財源の確保や持続可能な仕組みをどうつくっていくかについてですが、まず財源につきましては、令和8年度までの3年間はデジタル田園都市国家構想交付金の対象事業となっております。その後については、地域公共交通確保維持事業補助金などの持続可能な地域モビリティの確保に向けた補助の活用などを検討してまいります。

また、持続可能な仕組みをどうつくっていくかにつきましては、地域住民の助け合いで成り立つ制度でありますので、当然、地域との連携が重要であると考えております。また、利用者だけでなく、ドライバーにとっても満足度の高い制度設計をしていく必要があると考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 持続可能な形での本格運行に向け、補助金の活用など、前向きな検討が進められていることが分かり、安心しました。地域の皆さんとの連携を大切にしながら、安心して利用できる移動手段として定着していくように、また、ほかの地区でも実現できるよう、今後の取組に期待したいと思います。よろしくお願ひします。

移動手段そのものの確保と併せて、高齢者の方々が無理なく移動できるようにするためには、

経済的な支援も重要な視点だと考えております。

そこで、本市の高齢者支援サービスの一つにタクシー利用料助成事業があります。この事業は、80歳以上の方あるいは運転免許を返納された75歳以上の方であれば、どなたでも利用できる制度であり、一般のタクシーに限らず、デマンドタクシーや介護タクシーにも利用できるという点で、移動を支える有効な施策だと受け止めています。

そこで伺います。このタクシー利用料助成事業について、現在の利用状況や全体的な傾向に加えて、地域あるいは地区ごとの利用頻度の違いなど、把握されていることがあれば併せて御説明いただきたいと思っております。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えいたします。タクシー利用料助成事業の令和6年度の利用実績で申し上げますと、対象者のうち実際に利用した方の割合を示す利用率は、市全体で17.67%、地域別の内訳は、勝浦地区24.29%、興津地区16.57%、上野地区7.81%、総野地区8.28%でございます。全体的に上野地区、総野地区の方の御利用が少ない傾向が見られます。

また、タクシー券の利用事業者別の割合につきましては、介護タクシーを含む一般のタクシー事業者での御利用が95.7%、デマンドタクシーでの御利用が4.3%でございます。地域別には、勝浦、興津、総野地区で一般のタクシーを利用されていらっしゃる割合が高い一方で、上野地区はデマンドタクシーの利用割合が高くなっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） タクシー券の利用状況について、今の御説明ですと、全体では17.67%と。細かい数字、ちょっと書けませんでした。そのうち勝浦地区はそれ以上の利用があったということですが、上野地区や総野地区では利用率が七、八%と、かなり低いということでした。

市街地から距離があって、公共交通の便が限られている地域では、高齢になっても車の運転を続けざるを得ないという実情があるということは確かに理解できます。しかし、そうした地域こそ、本来は移動支援の必要性がより高いのではないかなと感じています。

そう考えると、幾つかの心配な点が浮かんできます。まず1つ目に、この制度そのものが十分に周知されていない、あるいは高齢の方にとって手続きが分かりにくいなんていうことが、利用を妨げるようになってはいないだろうか。

2つ目に、タクシーの台数が少ない、あるいは呼んでもなかなか来ないとか、そもそも使いづらさを感じている可能性はないか。

そして3つ目、町なかから遠い地域というのはどうしても運賃が高くなる、自己負担が大きくなるということで利用をためらってしまうという方もいらっしゃるんじゃないかと、そんな心配が感じられます。

このような点を踏まえて伺いますが、制度の在り方や補助の水準、そして現場の実態をしっかり把握した上で、運用の柔軟化など検討していく必要があるのではないのでしょうか。この件について市のお考えをお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えいたします。タクシー利用料助成制度の周知につきましては、これまで市広報紙やホームページへの掲載は行っているところではございますが、このほかにも、事業実施時など機会を捉えまして、周知をしていきたいと考えております。また、

介護相談に来られた方への御案内も行っていきたいと考えております。

上野地区、総野地区のタクシー利用料助成事業の利用率が低いという点につきましては、タクシーの利用実態を分析をいたしますとともに、御利用されていらっしゃる方の御意見を基にしまして、制度を多くの方に便利にお使いいただけるように改善してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） ぜひぜひよろしく申し上げます。高齢者の移動ニーズは、買物や通院だけでなく、地域の集まりや趣味の活動など、日々の暮らしの中に幅広く存在しています。それぞれの目的に応じた移動支援がきちんと届くよう、車を手放しても安心して暮らせるまちづくりを、これを目指して、制度の在り方についていま一度丁寧に、そして市民の声に寄り添いながら検討を深めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

では次に、1番目の1点目の介護サービスの現状についての再質問に移らせていただきます。

要介護認定を受けた方々が、施設や在宅でそれぞれ介護サービスを受けておられる状況、また介護職員の不足や事業所の廃止といった課題について、市長御答弁の中で理解いたしました。その上で幾つか伺います。

まず、市独自の介護保険利用料助成事業ということでしたが、これについて伺いたいと思います。この制度は現在、訪問系サービスを対象としているとのことでしたが、介護度に応じた限度額を超えた分、本来は限度額を超えると全額自己負担であると。ところが、この助成事業によって、非課税世帯の方については、その自己負担が3割で済むというための助成だということの理解で、まず合っていますでしょうか。今後、これを通所系サービスや一部の施設サービスなどにも対象を広げていくというお考えがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。介護保険利用料助成事業の対象につきましては、訪問介護、訪問入浴、訪問看護サービスを利用されている住民税非課税世帯の方としておりまして、通所系サービスや施設サービスの利用まで拡大することは現状では考えておりません。

その理由としましては、介護サービスの利用者負担が高額となった場合の負担軽減のため、所得額により決まる限度額を超えた分を高額介護サービス費として、また施設サービス利用者につきましても、自己負担上限額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として、いずれも介護保険から給付を受けられるため、介護保険制度の下で一定の負担軽減が図られていると考えるためでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 利用される介護サービスに応じて、いろいろな支援制度があるということが分かりました。私自身も実際に介護サービスや高齢者支援の仕組みを利用させていただいております。その中で、ケアマネジャーさんや看護師さんから様々なお話を伺う中で、勝浦市の支援体制がとてもよく整っていると実感して、大変心強く感じております。

勝浦市では現在、こどもまんなかという考えの下、少子化対策に力を入れておられますが、それ以上に高齢者支援にも大きな予算が組まれ、確かな体制が築かれているということ、これを市民にしっかり伝えていくべき点だというふうに改めて感じました。

しかし、残念ながら、昨年度には通所リハビリや通所介護の事業所が相次いで休止・廃止と

なったというお話を伺いました。地域で暮らす高齢者にとって、こうした事業所は日常生活の一部でありますし、大切な居場所でもあります。

そこで伺いたいと思います。こうした事業所の継続や維持に向けて、市として、例えば何らかの補助制度を設ける、そのようなお考えはありますか。あるいは、経営や人材確保に関する相談支援など、より踏み込んだ対策について、現時点での御検討状況をお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。今年度、国の交付金を活用いたしまして、介護サービス事業所物価高騰対策支援事業を新たに実施し、施設入所系介護事業所には定員数掛ける1万7,000円を、通所系介護事業所は1事業所当たり21万円、小規模通所介護事業所は8万円、訪問系及び居宅介護支援事業所は2万円を、それぞれ給付する手続を進めております。これにより、介護事業者が受ける物価高騰の影響を緩和し、経営の安定化に役立てていただこうとするものでございます。

介護人材確保につきましては、介護職員の職場への定着を図るため、介護職員が受講する初任者研修費用への助成金を4万円から5万円に増額したほか、介護福祉士を目指す職員が受講する実務者研修費用に最大10万円を助成する制度を新たに設け、金銭的負担を軽減することで介護職員の定着を促進しております。

さらなる支援策についてでございますが、介護事業所の状況を把握し、国、県等の補助制度の活用も含め、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 御答弁では、入所者数に応じた助成制度や介護人材の育成に向けた資格取得への助成金の拡充など、今年度から新たな取組についての御説明がありました。

そうした支援が進められていること、これはもう本当に評価に値すると思うんですが、実際に現場の声を伺っていると、それだけで事業の継続や人材の確保が本当に成り立つのかと、不安も隠し切れない部分があります。

また、事業所の休止や廃止が続く中で、介護や看護のサービスを希望しても、なかなか受けられないという現実が生じているのではないかとという心配もあります。

特に、在宅での生活を支えるリハビリ支援の重要性が高まっている中で、訪問リハビリテーションを担う理学療法士や作業療法士といった専門職が不足しているという声を聞きました。

その結果として、どうしても介護度の高い方が優先されて、中・軽度の方への支援が後回しになるような状況も起きているのではないだろうかといったことの心配もあります。

こうした専門職の人材不足に限らず、一般介護職の確保や関係機関との連携体制について、市としてどのように今後取り組んでいくお考えなのでしょうか。あわせて、支援を必要としていながら十分なサービスが受けられていない、待っている方が市内にどの程度いらっしゃるのか、その把握状況についても併せてお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。理学療法士などの専門職が不足している現状につきましては、昨年、通所リハビリを廃止された事業所におきましても、専門職不足が廃止原因の一つと伺っておりまして、影響を受けているものと考えております。

また、一般の介護職員が不足している状況については、介護関係職種の有効求人倍率が高い

状況が続いていることから、多くの介護事業所で課題となっているものと考えます。

支援を必要としている方が人材不足によりサービスを受けられていない状況の把握につきましては、詳細を把握はしておりませんが、要介護者を担当するケアマネジャーがケアプランを作成する際に、地域の介護サービスの提供状況を踏まえて、個別にサービス内容や量を決定しております。状況により空きが出るまでサービス利用をお待ちいただくこともあると聞きますが、サービスの組合せを工夫するなど、調整し、影響を最小限にしているとのことでございます。

一方で、昨年度、介護事業所のサービス休止や廃止により一部のサービスが利用できなくなりましたが、この影響を受けた方のうち、現在大半の方は、他の事業所に切り替え、利用を継続されていることを確認しております。

介護職員確保に向けた今後の対策についてでございますが、解決の切り札は見つけづらいところではございますが、現在実施しております研修費用助成や物価高騰対策給付金の効果を検証しまして、事業所に聞き取りを行うなどしまして、有効な対策を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 人材の確保については、決定的な打開策が見つかりにくいという中でも、ケアマネジャーの方々や関係機関との連携を通じて必要なサービスが途切れないよう調整されていると、そういうことの御説明だったと思います。また、事業所の廃止後も、ほかの事業者へ切り替えて継続できているとの御説明をいただきまして安心いたしました。

とはいえ、今後さらに高齢化が進む中で、根本的な人材不足やサービス提供体制の維持といった課題には、引き続き中長期的な視点で取り組んでいていただきたいと思います。

最初の市長からの御答弁の中に、介護認定率は18.8%ということでした。そして、対象となる方が約1,200人とのことでした。一方で、高齢化率が47.3%という本市の状況から考えると、およそ7,200人くらいの高齢者のうち、6,000人以上の方が介護を必要とせず元気に暮らしているというふうにプラスの考え方もできると思うんですね。

そうした皆さんが、支えられる側ではなくて、誰かを支える側として、地域の中で役割や活躍の場を持てるようになれば、それは御本人にとっても生きがいや健康づくりにもつながるんじゃないのかなと感じます。

これがすぐに人材不足対策につながるかどうか分かりませんが、高齢の方の力を前向きに生かすという発想、これからの介護施策の一つの視点として、ぜひお考えいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。お考えを伺います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。介護が必要となる前の元気なうちに、地域の中でつながりを持ち、支えが必要な人を支える側の役割を担っていただくことは、生きがいを生み、将来の介護リスクを減らすことにもつながると考えております。また、人と人とが世代を超えてつながり地域を共につくる、いわゆる地域共生社会の実現は国が推進しているところでございまして、高齢者を取り巻く諸課題の解決を目指す一つの視点として、具体化に向け検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 前向きな御意見いただいてありがたいです。よろしく申し上げます。

私個人としては、できる限り在宅で介護できることが望ましい形の一つではないかなと感じています。実際には、それぞれの御家庭の事情や環境が異なるため、一概にそうとも言えないとも思っております。

勝浦では、施設利用率が他市と比べて高いと伺っております。最初の市長答弁の中にも、県平均2.6%、夷隅3.6%の中、勝浦は4.9%というような御説明でした。それには、高齢者のみの世帯が多いことや、お子さんが都市部に出ている御家庭が多いということが背景にあると思います。

また、介護というと、どうしても受ける側の支援に目が向きがちだと思うんですが、実際には介護を担っている御家族の負担というのも非常に大きいと感じています。特に高齢者同士の老老介護や離れて暮らす御家族による遠距離介護など、支える側にも身体的・精神的な負担がのしかかっている現状があると思います。

そこで伺います。市として、こうした介護の担い手の方々の負担軽減や心身のケアに向けた支援、そして寄り添いの取組について、今後どのように進めていこうとお考えでしょうか。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。介護の担い手の負担軽減ということでございますが、家族介護教室を平成26年度より年2回開催しております。腰痛の防止法や介護を長続きさせるコツなどをテーマにしまして、介護のポイントについて学ぶ教室を開催してきました。本年度も開催を予定しており、御負担の軽減に役に立つ知識を習得いただけるよう実施してまいります。

また、心身のケアにつきましては、介護者に介護疲れが見られたときは、心身の疲れの回復のため、要介護者のデイサービスやショートステイの御利用を提案しております。

加えまして、在宅で要介護4及び5の方を介護する方の負担軽減と福祉増進のため、在宅介護福祉手当を支給しており、こうした取組を実施しまして、介護の担い手を支えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） ありがとうございます。今思ったんですが、こういうところにこそ、先ほども言いました高齢の方の力、サポート体制みたいなものが、子どものところで、子ども支援でもやっておりますが、それがこの介護とか看護のところで発揮していただけたら、すごく大きなものになるんじゃないかなというふうに感じました。

介護を担う御家族や高齢者御自身への支援というのは、目に見えにくい分、どうしても後回しにされがちな面があると感じています。今後は、この制度やサービスの域を越えまして、家族への支援、一時的な介護休暇制度などについても御検討をお願いできればと思います。

では、次の質問で気持ちちょっと変えまして、介護予防について伺いたいと思います。介護が必要になる前の、いわゆる元気なうちからの支援やつながりが、先ほどの課長のお話にもありましたが、将来の介護リスクを減らし、安心して暮らせる地域づくりにつながるのではないかと私も感じます。

今ある介護予防の取組に加えて、さらにもう一步踏み込んだ支援対策、参加のきっかけづく

りなど、もっと充実できる部分はないかと考えますが、市としての今後の方向性やお考えがあれば、お聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。高齢者の介護予防と自立した日常生活を継続できるよう、医療、介護の専門職やボランティアが関わりつつ、地域住民が主体となって高齢者の生活支援や運動のサポートを行う仕組みづくりができればと考えております。これは介護予防・日常生活支援総合事業で目指している取組でございますが、地域のつながりの中で、それぞれの立場で高齢者を支え合う体制を固めることで、安心して暮らせる地域づくりを一步ずつ進めていければと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 先日、社会福祉協議会が主催する、ゆうゆう広場に参加させていただきました。そこには20人ほどの高齢者の方、高齢者の方といっても、70歳ぐらいの方から91歳という方もいらっしゃいまして、その20人ぐらいの高齢者の方々が、笑い声が絶えないんですね。とても温かい雰囲気の中で、皆さんが本当に楽しそうに過ごしておられました。今年度の1回目ということで折り紙をやっていたんですが、私も一緒に参加させていただきながら、折り紙でこんなに笑えるのかなと思うぐらい、場が和やかで楽しそうだったんですね。私は、こうした居場所や活動の場こそが、まさに介護予防の原点だと感じました。

ただ、その一方で、この会場となる施設が串浜から旧若潮高校に移転してしまったということで、以前よりも参加するのに苦労されているという方がいらっしゃいました。ここでも移動手段の問題というのが話題に上がっておりました。

こうしたよい取組に対して、市がもっと関わって支援していくことができれば、さらに多くの方が参加できるようになるのではないかなと思いました。

このような地域の活動や居場所づくりについて、市としてどのように関わり、今後どのような支援の在り方を考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。現在、老人クラブが9団体、いきいき元気体操活動グループが10団体、市内で活動しておりまして、その活動に対する補助金の交付や体操指導の形で市はサポートを行っているところでございます。高齢者の外出の機会を増やし、人と会話して体を動かすことは、介護予防にも効果がございますので、社会福祉協議会と連携しまして、参加者が増え、活動が活発になるようサポートしていきたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） ボランティアの手も不足しているようでしたので、すぐにでもよろしくお伺いしたいと思います。

私、本日の一般質問では、高齢者の移動支援や介護サービス、そして元気なうちからの予防や地域の居場所づくりについて伺ってまいりました。

介護する側、受ける側のニーズというのは、御家庭、お一人お一人の状況によって異なりますし、移動手段や介護支援も一律の形では対応できないと感じています。それぞれに寄り添った柔軟な支援の在り方、これが求められていると思います。

今回、多くの関係者の方からの声を伺い、私自身もサービスを利用させていただきながら、勝

浦の高齢者支援は、職員や関係団体の皆さんの真心と努力によって、本当にきめ細かく行き届いているなどということを実感して、深く感動いたしました。

この支援の輪をさらにより確かなものとして広げていくためには、そして継続していくためには、社会福祉協議会や介護事業所、民間の奉仕団体など、それぞれの力を発揮していただきながら連携できるよう、市が後押ししていくことが重要だと思います。

全ての市民が安心して暮らし続けられるまちづくりに向けて、今後とも丁寧な取組をお願い申し上げて、私の一般質問を終わりますが、最後に、安心して暮らし続けられるまちづくりについて、時間たっぷり、まだありますので、市長のお考えを伺って終わりにしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） それでは、お答えいたします。まずは医療、介護の現場で仕事に当たっている皆様、家族の看護に当たっている皆さんに心からの敬意と感謝の気持ちを表して、私自身も本市の介護支援を受けて、多くの方々に支えられ、その経験も踏まえまして、今後の施策、この方向性について述べさせていただきたいと思います。

まずは施策1として、今、議員が申し上げました高齢者の生きがいづくり、それから元気なうちからの社会参加の促進、これがまず挙げられるかと思えます。

取組としては、シルバー人材センターの活動の支援、老人クラブ活動支援、高齢者の学び、この学習活動、重要だと思っております。あとはスポーツ活動の促進、この取組ですが、この取組とともに、今後は高齢者のその存在をいかに発揮させる場をつくるか、それから子どもたちが触れ合う、高齢者と子どもの触れ合い、この場を創出できればというふうに考えております。これはあくまで願いです。

次に、2としまして、高齢者の生活支援の充実です。これは、ただいま論議になりました高齢者の保健事業、介護予防の一体的な実施、高齢者タクシー利用助成、それからまた配食サービスもごございます。今、話に出ました実証中のノックル、これは移動手段の支援、使いやすさとともに、持続可能な仕組みがつかれるかどうか、これを今、試しております。

ぜひ皆さんも、この面について、様々な方に、この制度周知、そして私たちは、その情報によって改善に努めていくというふうになりますので、御協力をお願いしたいと思います。

また、3としましては、高齢者の包括的支援サービスの充実でございます。支援センターの機能の強化、相談体制、充実、それから何といたっても在宅医療と介護の連携の促進、こういう様々な取組をしているわけですが、特に認知症、高齢者とその家族の支援体制を充実をしていかなければいけないというふうに思っています、国の新オレンジプラン、これに基づきまして、認知症、高齢者に優しい地域づくりを推進していきたいというふうに願っております。

施策の4、これは高齢者の介護サービスの充実です。介護人材の確保は本当に難しい状況にあります。サービス提供事業者への支援、これは具体的に進み出しました。在宅介護福祉手当の支給、そして家族介護慰労の、この慰労事業というものも展開中です。これら周知を図り、高齢者が一人一人の状況、状態に応じた適切な介護サービスを選択して受けることができるように、地域に必要な介護サービスの種類、量、この適切な把握に努めていきたいと思っています。

そして、最後になりましたが、広報かつうら、先月5月号の「市長室より」では、この勝浦

でいつまでも、との思いを発信させていただきました。本市の大きな課題である人口減、少子化対策、インフラ整備対策、そして高齢者対策、これらは全て同時進行です。

最後に、目標を一言で示します。高齢者が生きがいを持って長く健康を維持することができて、支援が必要になった際にも、医療、介護、生活支援に関わる充実したサービスの提供を受けることができるまち勝浦を目指したいと思っております。以上です。

○議長（戸坂健一君） よろしいですか。

これをもって、渡辺ヒロ子議員の一般質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、岩瀬琢弥議員の登壇を許します。岩瀬琢弥議員。

〔3番 岩瀬琢弥君登壇〕

○3番（岩瀬琢弥君） 新政同志会の岩瀬琢弥です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、物価高対策、インフレ社会への適応について質問いたします。

現在、日本の経済は約30年間続いたデフレから脱却しつつあり、インフレの時代に入っているのかどうかという状況にあります。2022年のインフレ率は2.50%、2023年には3.27%まで上昇、2024年は2.47%と多少落ち着き、2025年では2.36%という水準になっています。特に食料品については、天候の影響もあり、2025年4月では前年同月比で6.5%の上昇となっています。

経済が成長していくためには2%程度の緩やかなインフレが望ましいとされていますが、戦争や天候の要因が大きいエネルギーや食糧が一気に値上がりしている現在は生活を苦しくさせるのに十分なものであります。それに加え、長期間デフレだったことにより物価が上がらない、あるいは物価が緩やかに低下するという状況が当たり前というマインドになってしまっていることも物価上昇の痛みを増加させる要因になっています。これを放置すれば個人消費は伸び悩み、デフレに逆戻りしてしまう可能性もあります。そうならないために、勝浦市では物価高対策の支援事業を個人や事業者に対して幾つか行っていますが、その事業内容と実施状況について教えていただきたいと思えます。また、物価高対策は勝浦市だけではなく国や県と連携して対処していく必要もあるかと思えますので、それについてのお考えもいただければと思えます。

以上、登壇しての質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（戸坂健一君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの岩瀬議員の一般質問についてお答えします。

本市の物価高騰対策についてであります。今年度の施策で申し上げます、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金なども活用し、低所得世帯への支援として勝浦市物価高騰対応臨時特別給付金給付事業、農業者への支援として飼肥料等価格高騰対策支援事業、漁業者支援として漁業用燃油価格高騰対策支援事業、水産関連団体への支援として水産加工施設等電気料高騰支援事業、介護サービス事業者への支援として介護サービス事業所物価高騰対策支援事業、商工業者、生活者への支援としてプレミアム付商品券事業、観光関連事業者への支援として観光誘客促進事業、子育て世帯への支援として学校給食費の物価高騰対策などを実施いたします。

現在のインフレ状態と物価高騰については、国の内外の様々な要因が複合的に重なることに

より引き起こされていると認識しております。

したがいまして、変化する経済情勢に対する国によるダイナミックな視点からの金融政策や財政政策に注視しながらも、基礎自治体である本市としては、住民の生活を守るための、より身近で効果的な支援を着実に実施してまいりたいと考えます。

以上で、岩瀬議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（戸坂健一君） 質問の途中であります。午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） 答弁ありがとうございました。答弁いただいて、勝浦市でも様々な物価高対策、行っていることが分かりました。現在の状況は、エネルギーや食料品などが大きく値上がりし、事業を行うときも日常生活に必要なものを買うときも負担が大きくなっている状況ですので、支援を行うことは必要だと理解しています。特に負担の割合が大きくなりやすい低所得者に対しては重点的に支援を行っていく必要がありますので、これからも物価高対策は続けていただきたいと思っています。

ただ、物価高だからといって全てが悪いわけではなく、資本主義経済においては、インフレとは成長していくための前提条件であり、健全な状態であるとも言えます。約30年続いたデフレで物価は下がり、給料も上がらず、企業もなかなか成長できず、コストカットを続けてきた状況から、一気に値上がりが始まったため、心理的にインフレが悪いことのように思える方もいらっしゃるかもしれませんが、本来は緩やかにインフレが続いていくことが経済をよくしていくために必要なことで、健全なわけです。ですから、いつまでもインフレだからといって物価高対策を行っていくのではなく、どこかのタイミングで方針転換を迫られると思っています。つまり、物価の上昇分を支援していただくだけではなく、物価上昇を上回る企業の成長やベースアップ、投資の促進など、インフレ経済への適応を実現するための成長していくための支援策が必要になってくるのではないかと思います。

曖昧な質問になってしまって恐縮ですが、勝浦市では現在のインフレについて、また今後の支援策の方針について、お伺いしたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。先ほど市長からの答弁にもありましたとおり、現在の物価高騰対策の財源の大半というのは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。また、この交付金は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響をまさに今直接受けている生活者や事業者への支援を目的としまして、自治体が地域の実情を踏まえて、きめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施するためのものがございます。

したがいまして、方針転換のタイミングであるとか、今後につきましては、こうした国のマクロ的な経済対策の動向と連動しながらも、基礎自治体として有効な支援策を考えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番(岩瀬琢弥君) ありがとうございます。インフレへの適応ということについては、私ももちろんそうです、加藤副市長もそうだと思いますけれども、生まれてこの方、インフレの世界を経験したことがない、デフレの世界ですっと生きてきたというわけです。庁内の職員についても同じようにインフレの世界で仕事をしたことがないという方々がたくさんおられると思いますから、インフレへの適応については、今までのデフレのときのようにコストカット、ずっと事業を縮小していくような適応のやり方ではどこかで無理が来ると思いますので、ぜひその辺注意して、これから事業の編成ですとか、予算の組み方ですとか、頑張っていただきたいと思っています。

続きましては、インフレ、物価高騰への対応では、物価上昇率を賃金の上昇率が上回っていくことが理想であると言われていています。従来の方では、景気がよくなり成長してから、ようやく賃上げや投資ができるということでしたが、実際は、いつまでたってもそうはならず、コストカットが続くばかりでした。近年では大企業において給料が上がっているということをよく目にしますが、一方で、中小企業や個人事業の方々はなかなか賃上げができない、値上げもできないという苦しい声をよく耳にします。

そんな中で、群馬県の高崎市では、国の臨時交付金を活用し、令和5年度の単年度の事業として、中小企業給与改善奨励金事業を行い、賃上げ奨励金として1社当たり最大150万円を支給し、1,150件ほどの申請があったそうです。長年、行政は無駄を省けなどと言われてきたかもしれませんが、こうした奨励金の使い方は、地域経済の底上げにつながる好例であると思っています。

個人の消費が伸びることで勝浦市の経済も上向いていくという考えから、賃上げに対してサポートしていくことも重要であると思いますが、市のお考えをいただきたいと思っています。

○議長(戸坂健一君) 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長(岩瀬由美子君) お答えいたします。特に中小企業をはじめとする小規模事業者におきましては、現在の物価高騰のペースと賃上げの上昇のペースとは依然として隔たりがございます。当事者である方々の家計への負担感というのも大きなものであるというふうと考えております。

したがって、高崎市の行った賃上げ奨励金のような思い切った支援というのは、地域の賃金の底上げや消費への後押しとして一定の効果もあったのではないかと考えられます。また、興味深い施策だとも考えます。

しかしながら、一方で、その財政規模はとて大きなものになると思われまますので、その辺は慎重に、また、そのほかの様々な施策とも併せまして、引き続き研究をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長(戸坂健一君) ほかに質問はありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番(岩瀬琢弥君) ありがとうございます。続きまして、エネルギー価格の高騰や物価高騰が長引く場合、公共事業を請け負う事業者についても、資材調達の面で苦勞することになります。そのような中で、勝浦市ではインフレスライド条項に関する手引を公開しています。

インフレスライド条項は、物価の上昇に合わせて賃金や価格を調整する仕組みであり、インフレが進行する現在の経済環境において重要な役割を果たすことが期待されています。この条項の適切な運用がなされているかどうかは、地域経済の安定と成長を支える公共事業に直結す

る課題であります。具体的には、消費者物価指数などの経済指標に基づいて賃金や価格を改定することで、インフレによる購買力の低下を防ぐものです。

この条項は、労働契約やサービス契約、貸付契約などに広く適用されることがあり、物価の安定性が低い経済環境下で特に有効です。

インフレスライド条項の効果的な運用には、経済指標の変動を正確に把握し、迅速に対応できる体制が必要です。また、市民や事業者には条項の重要性と運用方法を理解してもらうための周知活動が求められます。これらの取組について御意見をお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。国が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき実施しております入札・契約手続に関する実態調査の結果、令和6年度において、全国の市区町村のインフレスライド条項の運用基準策定状況は54.3%であります。本市では、平成26年に建設工事請負契約書第26条第6項、インフレスライドの運用に関する手引を定め、インフレスライド条項の運用を行っております。また、先ほど議員の御説明にありましたように、市では市のホームページにおいて、インフレスライド条項の運用について広く周知を図っております。

市発注事業においてインフレスライド条項を適用した直近の事例では、令和5年12月1日着工、令和7年3月21日に竣工しました市道松野中倉市野川線の中倉地内において施行しました災害防除工事であります。

今後もインフレスライド条項の運用を適切に行うよう、物価変動等の状況把握に努め、また、市と公共工事の受注者である企業等との間で、インフレスライド条項の運用について共通認識を深めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございます。インフレが今後続いていくのであれば、公的価格の見直しも重要な課題になります。物価の上昇に伴い、公共事業やサービスの提供コストも増加し、これに対応するためには、公的価格の適切な改定が必要です。令和7年3月定例会及び5月臨時議会では、法律の改正に伴い、給与に関する条例の改正などありました。今後、経済指標に基づいて価格を定期的に見直し、インフレによる影響を最小限に抑えることが求められます。公的価格の改定は、地域経済の安定性を確保し、事業者の負担を軽減するために欠かせない措置です。

具体的には、少額随意契約などの基準額の見直しや入札、プロポーザルを行う際の基準額の見直しなど、前例主義、慣例主義的に据え置かれてきた価格がないかどうか、もしあれば現在の経済状況に合わせたものに継続的に修正していく必要があるのではないかと思います。市のお考えをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。市では、公共事業において、最新の資材単価や労務単価等を用い、最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めております。今議会に御提案しました工事請負契約の締結については、漁港施設災害復旧工事について、令和5年度に当該工事に係る国の再査定を受け、さらに令和6年度に価格上昇分を加味した詳細設計を行い、事業費を増額し、今回、入札執行し、落札となり、先日、皆様に本件の契約締結について御承認をい

ただいたところであります。

また、今回御提案しております一般会計補正予算、農林水産業費の一部においては、労務単価の増額改定を反映させるため、その不足額を補正するものであります。

次に、少額随意契約の基準額の見直しであります。昨今の物価高騰等の観点を踏まえて、令和7年4月1日に地方自治法施行令の一部を改正する政令が施行され、随意契約が可能な金額の基準額が引き上げられたことから、本市におきましても、物価高騰及び事務の効率化の観点から、この改正後の基準額を適用すべく、市の財務規則を一部改正し、随意契約が可能な基準額を引き上げたところであります。

今後も、公共事業実施に当たっては、社会経済情勢の変化を適切に反映できるよう努めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。

これをもって、岩瀬琢弥議員の一般質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、長田悟議員の登壇を許します。長田悟議員。

〔4番 長田 悟君登壇〕

○4番（長田 悟君） 会派勝寿会の長田悟です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は、本市米農家支援策等について質問させていただきます。

農林水産省は、5月19日から25日までの1週間に販売された米の平均価格は5キロ当たり消費税込みで4,260円、前の週から25円値下がりし、3週間ぶりに値下がりに転じたと報道されていますが、昨年から比べ依然、米の高騰が続いています。

この米価格の高騰を受け、約100万トンを目安に、各地に保管している備蓄米を5月から7月に毎月10万トン放出、既に放出した分も合わせ、放出量は約61万トン、備蓄量は適正水準の3割の約30万トンに減る見込みでございます。

また、農林水産省は、放出した備蓄前と同量を原則の1年以内に買い戻す前提で放出をしましたが、5年以内に変更するなど、備蓄米の補充は不透明な状態となっております。

さらに、農業機械、肥料等も高騰している状況であります。

このような状況の中、本市の米農家の状況及び支援策等についてお伺いします。

全国的に米不足と言われていますが、本市における米の供給状況について、米農家の課題について、米農家が経営維持できる収入額について、本市の地域計画の進捗状況について、地域計画の支援策の内容について、本市米農家支援策についてお伺いします。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの長田議員の一般質問にお答えします。

まず、本市の米の供給状況について、ここでは水稻収穫量と解釈いたしました。千葉県が公表している千葉県の園芸と農産の中で、令和5年産水稻市町村別収穫量における本市の収穫

量は1,640トンとされております。

次に、本市の米農家の課題についてであります。本市は、中山間地域であることから、耕作条件が不利な農地が多く、一部地域では、昭和20年代と昭和51年から平成16年にかけて基盤整備が行われました。

しかしながら、基盤整備から数十年が経過しており、また、未整備地域においては、ほ場が狭いことから、大型農機を導入できず、結果として、経営の効率化を図ることが難しくなっています。

次に、本市の米農家が経営を維持できる収入額についてであります。先ほども申し上げました千葉県が公表している千葉県の園芸と農産の中で、千葉県の水稻の収益性と生産費の年次別推移が公表されており、その中で、千葉県の令和4年の生産費が10アール当たり13万1,963円とされておりますので、この生産費が一つの目安になるものと考えます。

次に、本市の地域計画の進捗状況についてであります。地域計画は、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の在り方を明確化するために策定するものであり、本市では、上野地区、総野地区の17地域で策定したところです。

今後も、計画の更新及び見直しに当たり、引き続き、地域の皆様を中心とした話し合いを関係機関とともに続けてまいります。

次に、地域計画の支援策の内容についてであります。国の支援策として様々な補助制度があり、主なものでは、農地利用効率化、経営承継などを目的としたものとなりますが、これらの補助制度を活用するには、地域計画において、将来像を明確化するため、10年後の担い手が示された目標地区の策定や、高水準の目標集積率の設定を求められることとなります。

次に、本市の米農家への支援策についてであります。ドローンを活用した農薬散布に係る経費の一部を支援する航空防除補助金、農業生産基盤の整備を促進し農業振興を図るかんがい排水整備事業補助金、飼肥料及び動力光熱費の高騰により農業経営に影響を受けている農業者に対する飼肥料等価格高騰対策支援補助金があります。

以上で、長田議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。それでは、順次質問させていただきます。

初めに、勝浦市における米の供給状況ということですが、全国的に人口減少により米の消費が減少していることは自分も理解するところです。しかし、近年、自然災害等の収穫減や外国人旅行客増加による日本食消費の増加などにより、米の需要が拡大され、価格高騰となっていると考えます。

私は、この状況は全国的にも人口減少の速度よりも米生産者、耕作面積の減少速度が速いため、これまでは供給が上回っていましたが、近年は需要が上回り、実際には米が足りない状況になったというふうに私は考えます。

本市においてはどのような状況であるのか、人口、農家数の推移から状況を推計してみました。

これは前に議長のほうに許可をもらいまして配付させていただきました資料、これにより説明をさせていただきます。

この数値は、「数字で見る勝浦市の姿」によるものです。

平成12年10月1日の人口は2万3,314人、20年間の平均の減少率は0.9237であり、令和2年の人口では1万6,961人、20年前の72.8%であります。

それに対し、農家数は755から270、35.8%、農業従事者数は2,330から614、26.4%、田の経営農地面積は5万3,726アールから3万1,635アール、58.9%の割合であり、人口減少割合より大幅に減少している状況であります。

特に農家数は20年で3分の1、また農業従事者数は4分の1であります。

この数値で特徴なものは、人口、農家数、農業従事者数、経営耕地面積、各項目について、減少率が5年スパンで、ほぼ同率で減少していることです。

20年間、人口減少対策、農業対策を実施していると考えますが、大きな変化がない、この数値を見て、人口、農家数減少等の課題について、市のお考えをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。人口減少対策につきましては、全国の地方公共団体が取り組んでいる問題でございます。これは少子化と高齢化の同時進行と併せまして、都市部への人口流出が主な原因と考えております。

本市におきましても、移住・定住政策ですとか子育て支援政策の充実を図りまして人口減少防止に努めておりますが、結果として減少傾向が続いているという状況でございます。

この傾向は農家においても同様でございます。少子化と高齢化の同時進行と併せまして都市部への人口流出、こちらに加えて、さらに後継者不足という問題が生じることから、農家数の減少が生じていると考えているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。やはり人口問題、このものにつきましては大きな課題だと、解決も相当困難だというふうに考えます。

次に、これまでの減少割合を基にしまして、令和12年を推計すると、人口は1万4,472人、平成12年度の62.1%、農家数は162、農業従事者数は317、経営農地は2万4,372アールと推計されます。

前期基本計画における経営耕地面積は現状維持が目標になっており、令和8年度の経営農地面積の目標値は3万4,608アールであります。このうち、田んぼの経営農地面積は何アールであるのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。令和8年における田の経営耕地面積の目標値は3万1,635アールでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。3万1,635アールということですね。そうしますと、令和7年を2万7,767アールと推計しますと、やはり何かしら本市の農業事情を踏まえ、支援策を講じなければ、目標値を達成することは私は困難だと考えます。

次に、収穫量についてなんですけど、仮に10アール8俵とします。千葉県では8.3という数字が出ていていると思いますが、ここでは8俵として計算します。

平成12年度につきましては5万3,726アールでありますから、10分の8を掛けますと4万2,981俵、1俵60キロですので60を掛け、さらに人口2万3,314で割りますと、人口1人当たり

110.61キロ、30キロの米袋では3.687袋となります。令和2年では、これが2.984袋が生産されているというふうに仮定されます。

これでおにぎり、これをどのくらいの食数なのかということで資料の下段のほうで記載していますが、1合で150グラムで、おにぎりは約3個作成できます。1年間このおにぎりだけを食べるということは現実的ではないということですが、仮に朝昼晩1つずつ食べると、1年間365日で54.75キロ、30キロ袋で1.825袋です。これを2つずつとすると、倍の109.5キロ、袋で3.65となります。

この計算で分かることは、朝昼晩2個、計6個のおにぎり作成には300グラムの米が必要であり、この100倍が30キロとなることから、30キロ袋の100倍の数字が、1日6個のおにぎりを市民が食することのできる日数ということになってきます。

これで令和12年を推計しますと269日分、1年の約73%というような割合になってきます。

平成12年では368日分、約1年分だった量が、令和12年で269日分、差が99日分の減。人口減少を考慮しての計算であっても、30年で人口の約100日分が減ると推計されます。

これは玄米の計算なので、精米すると1割減ということになりますが、これが本市の米生産の現状であると考えます。

この推計結果について、市のお考えをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。本市の米生産が減少していることは、残念ながら事実でございます。これは、先ほど答弁させていただきました人口減少による影響、国のこれまでの減反政策の影響、皆さんの食生活の変化による米需要の減少と、様々な要因があるというふうに考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。人口減少が著しい本市でも、このような状況であります。これが全国的なものであれば、米の需要が供給を上回り、米が不足する状況になってくるといふふうに考えます。

現在、備蓄米を放出をしまして一時的に供給量は増大するものの、備蓄米の残りは30万トン、今年放出した分は今後5年間で積み増しをする予定ということですので、来年は今年同様の備蓄米の放出は不可能です。

さらに、農家数の減少等の要因から、備蓄米の積み増し分の収量の増が見込めるのかということも、ちょっと疑問であるというふうに私は考えます。

近い将来どうなるのかということの一つの例なんですが、工業製品、特に電化製品のことをちょっと話させてもらいますが、電化製品等につきましては、日本製は海外で需要があることから高価格で取引をされ、日本は低価格の製品にも需要があることから輸入しているように、もしかしたら近い将来、米も品質のよいブランド米は輸出等、また日本でも消費しますけども、輸出等により高価格で販売で生産コストに見合う価格のというような消費ルート、それと備蓄米の積み増しも含め、生産コストの低い外国米を消費するルートの二極化になることも考えられます。しかしながら、最低でも日本での主食は自給すべきというふうに考えます。

本市においても将来、他市町村産の米を消費することになる可能性は大きいと考えます。

勝浦産米自給体制を堅持するためには、経営耕地面積の減少速度を人口減少速度より鈍化さ

せる、この措置、施策が必要と考えます。

次に、平均経営耕地面積ですが、平成12年では71.2アールです。令和2年では117.2アールに拡大しています。

これは、ほ場の拡大ではなく、高齢化や農機具更新困難で耕作しなくなったほ場を耕作可能な農業者が耕作していると考えます。

ここで質問なのですが、現在進められている名木・木戸、大森、大楠地区の基盤整備以前の事業の最終は、多分、杉戸あるいは松野・中倉地区と思いますが、平成12年度以降、現在まで、本市において基盤整備されたほ場はどれだけあるのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。平成12年度以降に基盤整備されたほ場につきましては、杉戸地区で平成14年度完了で35ヘクタール、松野・中倉地区で16年度完了で32ヘクタールとなっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） とすれば、名木・木戸、大楠、大森地区は現在実施していますが、そのほかのほ場は平成17年度前のほ場の形状に変わらない状況で耕作していると考えられます。

勝浦市における、これまでの基盤整備されたほ場の総面積についてお伺いします。

また、現在進めている3地区の基盤整備面積を仮に平成17年の経営耕地の基盤整備面積に算入した場合の面積割合についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。平成17年までに整備されたほ場は247.8ヘクタールでございます。名木・木戸地区、大楠地区、大森地区、現在実施している基盤整備のほうも予定どおり整備されますと、合計で97.6ヘクタールを予定しております。それ以前に整備されましたほ場が、先ほど申し上げましたとおり247.8ヘクタールでございますので、合計いたしますと345.4ヘクタールとなります。

この345.4ヘクタールを分子、平成17年の経営耕地面積であります442.41ヘクタールを分母といたしますと、その割合は78.07%となります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。本市の経営農地の基盤整備状況、約8割となっております。

これまで基盤再整備されたほ場の全部が耕作されたとすれば345.4ヘクタール、先ほどの答弁のあった前期基本計画における令和8年度の田の経営農地面積の目標値は3万1,635アール、316ヘクタールであります。基盤整備されたほ場全部が耕作されたとすれば目標達成ということになってきますが、基盤整備されたほ場も全部が耕作されているわけではありません。

その一つの理由としまして、基盤整備も年が経過するごとに暗渠機能の低下等により基盤整備前の状況が表れ、耕作しにくい状況になって耕作を放棄する場合がございます。

ほ場面積の確保として、新たな地域で土地改良事業を始めるのも一つの施策ですが、測量や換地にも相当時間がかかります。

しかしながら、これまでの基盤整備されたほ場の再整備は、局部的な整備により耕作可能と考え、また短期間で整備が可能であると考えます。

基盤整備の再整備について、国、県の補助があるのかどうか、また、その対象要件についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。基盤整備の再整備に関する国、県の補助金はございます。

一例を申し上げますと、農地耕作条件改善事業、実施の要件といたしましては、農振農用地のうち、地域計画を策定した地域であること、ハード事業費が200万円以上であること、事業の受益者数が農業者2者以上であること、農地中間管理事業との連携、農地耕作条件改善計画を作成することとなります。

また、事業を実施する場合の事業主体につきましては、個人ではなく、市または土地改良区等と公的な団体になるというところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。事業実施主体が個人ではなく、市、土地改良区ということになります。そうなってきますと、やはり市のほうは勝浦市のほ場の状況、総合計画の目標を達成するためには、そういうところにも傾注していってもらいたいなというふうに考えます。

また、市としても、地域の実態を調査しまして、国の補助施策内容について地域計画を策定している各地区の農業形態で利用できる支援事業の周知とか、そういうものをするべきと考えますが、市のお考えをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。議員御指摘のとおり、支援事業の周知、説明は必要なものと考えております。今後、広報、ホームページのほか、地域計画更新等の機会を捉えまして、周知、説明をさせていただきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

次に、資料のほうの数値でまた申しますが、基盤整備終了後の平成17年の一戸当たりの経営耕地面積は78.2アールであり、約8反歩のほ場規模で現在も耕作がされているということになります。この状態なんですけども、1枚のほ場が8反歩ということではなく、1反歩以下の田んぼから3反歩ぐらいのほ場の数枚を耕作している状況と考えますので、ほ場への進入路が狭隘であれば、大型農機具が使えないほ場もあることが、本市のほ場の状態であると考えます。

では、近隣市町の状況について、この平均経営耕地面積の規模についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。2020年の農林業センサスによる平均作付面積でお答えをさせていただきます。近隣ですと、いすみ市2.5ヘクタール、御宿町1.57ヘクタール、大多喜町1.35ヘクタール、最後に勝浦市1.1ヘクタールとなっているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） この答弁でも、勝浦市は平地が少ない、耕作面積が少ないということで、よって米による収入額が少ないということが分かります。

次に、本市の米農家が経営維持できる米価格の額についてですが、一般にJA概算金が基に

なると考えますが、令和6年産のコシヒカリ1等の額及び現時点での令和7年産のコシヒカリの概算金についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。令和6年産のコシヒカリ1等米の額及び令和7年産のコシヒカリの概算金についてでございますが、令和6年産についての精算はまだ完了していないというところでございますが、JAいすみに確認いたしましたところ、これまで生産者に支払われた額の合計は1俵、60キログラム当たり2万1,000円ということでございます。

令和7年産につきましては、全国各地のJAにおいて昨年を上回る概算金の提示がされているとの報道はされているところでございますが、JAいすみにおいては、現在のところ、まだ未定というところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。6年産で2万1,000円ということで、前よりも多くなっているなというような形で考えます。

自分も、これまでの報道や令和6年産の額から考えますと、60キロ、約、令和7年度は2万4,000円ぐらいではないのかなというふうに推測します。2万4,000円というのと、30キロで1万2,000円、10キロで4,000円、5キロで2,000円ですか。備蓄米と同じような形での購入、一般の農業者からJAが買い取りますよというような金額は、その金額なのかなというような形であります。

仮に1俵2万4,000円で計算しますと、令和7年度の推計で1農家当たりの平均耕地面積は、ここにありますように133アール、10アール8俵で計算しますと106.4俵、家族3人の自家消費、先ほど申しましたけども30キロ袋3.65、3人で計算しますと10.95袋は5.5俵。106.4から5.5俵を引きますと100.9俵、約100俵として掛けることの2万4,000円、これで収入としましては240万円、月20万円、これが本市の平均的な米の収入であると推計します。

ここで質問なんですけど、勝浦市の職員の新採用の年収についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。新採用職員の年間収入額についてでございますが、大卒の新規採用職員の給与、地域手当及び期末勤勉手当の合計額で申し上げますと、年間約345万円でございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。345万円。そうしますと、収入だけのものであっても、新入職員より100万円少ないと。これが平均の勝浦市の農家の収入と推測されます。

さらに、この収入から農機具代、肥料代、燃料代など必要経費が引かれます。

米生産から見た千葉県の水稲の資料というのがここにありますが、この中で令和4年産の千葉県の生産費は、市長の答弁にもありましたが、10アール当たり13万1,963円で、60キロ1俵当たりの全額算入生産費は1万5,891円となっています。ここから労働費、これも私も割り出しましたけども、4,773円。農機具費がそろっていると仮定した場合に、2,597円を差し引くと、生産費は8,521円となります。

ここで1つ、ちょっと質問させていただきたいんですけども、農機具なんですけども、これ減価償却するんですけども、税務上の耐用年数というのが多分あると思いますけども、これ参

考にお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答えいたします。耐用年数7年となっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと7年間、約10年間は使えるかなと思えますけど、そういうような機械がそろっていないと、7年の減価償却だという形で考えています。

そうしますと、その農機具2,597円を引きますと8,521円となります。

令和4年度のコシヒカリのJA米の価格は1万1,000円です。先ほど2万1,000円という話がありましたけど、多分、見ても単位が60キロですね。60キロで1万1,000円、これが令和4年度のコシヒカリの金額、30キロ袋だと5,500円ぐらいです。でございますので、その差2,479円、平均収量を100俵とすると、年間収入は令和4年で24万7,900円、これしかない。

令和7年で推計しますと、平均で100俵、先ほど計算しました240万から令和4年度の生産費158万9,100円を差し引くと、令和7年度で81万900円、労働費、農機具費を引いた85万2,100円の場合には154万7,900円、これが本市の米による収入と推計されます。これは令和7年度ですね。

そうしますと、本市の平均耕作面積で米だけを生産するには困難であり、多くの農家は兼業でなければ経営することができないというような形であります。

次に、農林業センサスから見た千葉県の水稲の資料では、水稲規模別作付面積及び規模別経営体数の推移で3ヘクタール未満の階層で減少し続けているが、3ヘクタール以上の階層で増加し、特に15ヘクタール以上の階層では10年間で作付面積は約2.5倍、経営体で約2.4倍増加しており、規模拡大が進んでいるとされています。これは千葉県の水稲の資料ということです。

しかしながら、本市の実態は、平地が少ないため、経営拡大は困難な状況であり、この3ヘクタール未満の階層だということとなってくれば、毎年減少し続けているというような状況であります。

次に、地域計画の目的及び内容についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 質問の途中ではありますが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。地域計画につきましては、農業者や地域住民が中心となって話し合いを行いまして、地域の農業の将来像を明確にしていく計画でございます。

具体的には、誰が、どのように、どこの農地を使うかといったような集積・集約化を進めたり、どのような作物を栽培するかといった将来像をまとめた目標地図の作成等を行っております。

このように、農業者や地域住民の方々が中心となって計画を立て、地域の農業を活性化させるための取組を行うことで、持続可能な農業社会を築いていこうとするものでございます。以

上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。実は、この地域農業を話し合おうというのが、これが各地区に農業者のほうに配られました。この中では、地域計画とは、地域の農業者や関係機関の話合いに基づき、市町村が策定する地域農業の将来像を示す計画だと。農地1筆単位で将来10年後の耕作者を定める農地利用の目標地図を作成する点が、従来の人・農地プランとの大きな違いですというような形で、各農家のほうの地区に配られました。

自分もこれに参加していますけども、現在の今作っている、耕作しているものの地図に落としたということなんですけども、これからこの策定というのは変更も可能だというふうに考えていますが、これは、これから先はどういうふうな形で最終的なところが出てくるのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。現在、全地区のほうで一旦、地域計画のほうは策定させていただいておりますが、今、議員から御指摘ございましたとおり、目標地図については10年後というところまで至っておりません。

国のほうでは10年後の目標地図の作成をということで求められておりますので、今後また地域の皆様との話合い、関係機関との話合い含めながら、目標地図の作成を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。この地域計画というのは、内容としましては、集落営農体制の農業経営のように私は感じます。

集落農業の定義というのが、集落または数集落を単位として組織された営農組合等を中心に、集落ぐるみで地域全体の農業生産の効率化と所得向上を図り、合理的な農業を展開していく営農のこととされています。

具体的な内容としましては、効率的・計画的な土地活用、機械・施設の共同利用、オペレーターの確保、能力や適性に応じた農作業の分担、高収益作物の導入等であり、まさに集落営農は本市の農業の課題を解決する農業体制であると私は考えます。

国の地域計画の支援メニューは、実は私これ、あるんですけども、農業経営支援策活用カタログというのが、農林水産省のほうから2025年度は出ています。この地域計画版としまして、中に32項目の補助事業が書かれています。32項目ありまして、これで調べていきますと、いろいろなメニューがそろっています。

この地域計画の配付されたものにつきましても、一番最後のほうに、地域計画の達成に向けた様々な支援措置というのがあって、地域計画をつくりますと様々な支援措置が受けられますよというからやりましょうよというのが一つのことで、利益、やっぱり有効に作用しますよということがあります。

しかし、この国の地域計画の支援メニューについては、主に大規模農業の推進、スマート農業の導入、若者の就業などを対象としているため、本市農業の実態にそぐわない点多々、多くあります。地域計画を策定する中で、本市農業の実態に即した補助事業メニューを策定することは必要だと私は考えます。

一つ参考なんですけども、長野市のホームページがありまして、ホームページでは、農業機械化補助金として共同利用する農業機械購入の補助があって、受益者戸数5戸以上の市内に住所を有する農業者で組織した団体で、営農組織化または法人化に向けて活動していることなどを条件とした補助金というのがあります。ここにありますが、長野市の農業機械補助金というものの、これインターネットに出ていました。

長野市のほうにつきましては、やはりスマート農業を推進します、大型農業を推進しますということを言っていますけども、やはり山間地域であるということで、小さいところにつきましても、きめ細かな補助金のものをつくっているところがあります。これは多分、確認はしていませんけども、市単独事業かなというような私は考えがしています。

農家数、経営農地の減少を図るため、平地の少ない本市の事情を考慮した独自の支援策として、集落営農体制での共同利用農機具購入等について補助金などを支給すべきと考えますが、市のお考えをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。農家への支援策については必要であるものと認識しております。今後、地域の方々と地域計画を進めていく中で、その地区の状況を十分考慮しながら、担い手への農地の集積・集約化を進めまして、それに併せて、営農組合についての説明も含め行っていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 今の答弁ですと、農地の集積・集約や営農の立ち上げに向けた説明を行っていききたいというような形です。

私は、営農組合、集落営農組織体制での農業経営を市が積極的に進め、国、県の支援の活用はもちろんのこと、ですので、地域計画のメニューであるものであれば、どんどん使っていきたいと思います。これが勝浦市の農業で合うものであれば使っていってもらいたい、使うべきであって、それを農業者のほうに、こうしましょう、ああしましょうと言って指導をするべきだと私は考えます。

しかしながら、これまで私が話した中では、規模が小さい、拡大ができませんよと、収入が少ないですよ、広げることは困難ですよと、これが勝浦市の農業の実態ですと。先ほどから数値をもって説明した内容というのをやっぱり分かってもらいたい。

そういうことになってきますと、国、県の支援がなくとも、各地区の実情に合わせた市独自の支援を私は実施すべきだと考えます。ということであれば、勝浦市の農業については市の支援はない。

先ほど市長のほうから答弁がありましたので、ないとは、申し訳ない、あります。ありますけど、まだ弱いんじゃないかと。ちょっとこれは訂正させていただきます。弱いんじゃないかというような形で考えます。

総合計画の44ページに記載されています基本方針で、農林業については、土地改良事業の推進による生活基盤の整備を進めるとともに、勝浦産農産物のブランド化による高付加価値化や地産地消などの取組を推進するとされております。

ですので、現在進められている3地区の土地改良事業の早期完成、土地改良を実施したほ場の再整備、集落営農体制の推進及び共同利用農機具購入等の補助等、本市農業に有効な施策の

展開をすべきと考えますが、今回、市長のほうの答弁をよろしくお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。長田議員のお気持ち、強い様々な憂慮、これは理解いたします。しかしながら、勝浦市の現状を見ますと、今後、名木・木戸地区、大楠地区、大森地区を含めた市全体の農機具購入補助等の市独自支援策については、認定農業者や営農組合、集落営農組織、これが始まり、これを念頭に、土地改良事業や地域計画における目標地図の進捗状況を見極めながら、改めて検討したいと考えます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。今、市長の中で、認定農業者や営農組合、集落営農組織を念頭にというような言葉がありました。勝浦で認定農業者、営農組合、集落営農組織、これはほんの数名だと思います。これちょっと農林水産課長、すみません、この人数をお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。本市の認定農業者数、現在14経営体、営農組合、営農集落組織が1というところがございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 今の答弁のように、認定農業者が14名、営農組合が1名、私の中の資料の中でいいますと、令和2年の農家数では270名。270名の中で10分の1もない。この人たちを優先にということであれば、勝浦市の農家というのは、先ほどから話してきましたように、兼業農家だと思います。こういう小規模農家の支援がなければ、この計算のとおり、本市の米農家は衰退の一途と私は考えます。

この市長が進めます子育て政策も、これも中長期的な観点に立った政策だということなんですけども、農業においても、現在各地区で進めている10年先を見据えた地域計画が本市の農業を左右するものであると考えます。この中で地域計画をつくったと、つくるということであれば、やはり様々な支援が、これをやはり市としましては、独自の支援も視野に入れて、勝浦市の農業をどうするのかということを私は考えてもらいたいと思ひまして、いま一度、市長、答弁をお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。市全体の農業機具、農機具購入補助等の市独自策については、先ほどお話ししたとおり、土地改良事業や地域計画における目標地図の進捗状況を見極めながら、改めてというところになります。

かつて、私、議員の立場であったときですが、共同利用機具購入等で試みたという経緯がありました。長田議員も御承知だと思います。この機具の利用が短期集中して、うまく活用継続ができない状況であったというようなことも耳にしております。

改めまして、この件につきましては、この今、認定農業者少ない中ではございますが、これから始めたばかりのこの事業を見守り、そして、それが軌道に乗ってきたときに、改めて検討したいというふうに思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 御答弁ありがとうございます。ただ、今の話の中で、農機具の中で使うと

ころが時期が一緒ですよというような話、私もそれはそうだと思います。

しかしながら、今の農家を辞める。先ほど私のほうにも質問もありましたけども、農機具が高くて、その1つでもなくなれば、トラクター、田植機、コンバイン、1つでもなくなれば、それを購入するには300万から400万かかります。それが先ほど私が説明した収入の中で賄えるのか。減価償却が7年いうところ等を考えた場合については、兼業農家の人は機械がなくなれば辞めちゃいます。採算が合わないですから。

それが、じゃあ拡大しましょうよといったとしても、拡大する土地が勝浦にはない。そういう場合、やはり共同の使わなくちゃいけない。今の機械であっても、自分の7反歩、8反歩の能力だけではないです。多分、田植機だって、1週間も使えば、1町歩、2町歩、植えられる。それが年に1回使うか2回かで、もう終わってしまっている。そういったものであれば、共同購入、共同で使えばいい、これが集落営農の考え方というところであります。

私が言いたいのは、地域計画、これが10年間、これから先を見ますよということですから、現在の答弁はそうかもしれません。しかしながら、各地域の実態を把握することが肝要であると。実態に応じた施策をやはり進めていってもらわないと、本当に衰退の一途ということがありますので、今後ひとつ地域計画の本当に成功を私は願っていますので、これをもって私の一般質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） これをもって、長田悟議員の一般質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、佐藤啓史議員の登壇を許します。佐藤啓史議員。

[11番 佐藤啓史君登壇]

○11番（佐藤啓史君） 令和7年6月定例議会一般質問初日、トリを務めます会派新政同志会、佐藤でございます。2年間議長の職にありまして、3年ぶりの一般質問となります。どうぞよろしくをお願いします。

今回の質問では大きく3点質問いたします。

1点目には道路整備及び道路環境整備について、2点目には教育課題について、3点目には屋外広告物条例についてであります。

初めに、道路整備及び道路環境整備についての質問でございます。

道路整備、特に国道の整備は、勝浦市のこれからを左右する死活問題に直結する大きな課題であります。そして最優先課題の一つでもあります。人口減少、少子高齢化が進み、じわりじわりと聞こえ始めた消滅自治体という危機、それを打破するための子育て支援や移住・定住促進などの各施策をさらに効果的にするためには、都心や県都千葉市とのアクセス向上といった道路インフラ、交通インフラが整っていることが前提であります。

道路整備が進めば、ヒト・モノ・カネの流通が活性化するとともに、能登半島地震でも明らかになったように、災害時における物資の輸送や人的応援、派遣も道路が整備されて初めて可能となるものであります。そこを踏まえて質問いたします。

1点目には、国道297号線の整備についてであります。国道297号線の整備については、圏央道市原鶴舞インターの開通に伴い、平成25年12月議会の一般質問において質問して以来の質問

となります。

国道297号線は、大多喜街道とも勝浦街道とも呼ばれ、館山市を起点とし、市原市を終点とする延長117.7キロメートルの一般国道であります。

房総半島南北に縦貫する国道297号線は、首都圏中央連絡自動車道、いわゆる圏央道の市原鶴間インターチェンジ、館山自動車道、市原インターチェンジと交差し、勝浦市から都心に向かう最短ルートが国道297号線であります。逆に考えれば、都心から勝浦市に向かう最短ルートが国道297号線であり、国道297号線の整備促進が進むことで、勝浦市へ来訪する観光客が増えるなど人的な交流が進み、勝浦産の水産物や農産物など、勝浦の特産品の輸送が活性化し、地域経済の振興が図られます。また、新しく建設された夷隅合同庁舎敷地内に整備された夷隅地区の災害物資備蓄拠点とも結ばれており、災害時の物資輸送の重要な路線となります。まさに勝浦市の生命線が国道297号線なのであります。

そこで、国道27号線の整備について、1点目として、松野バイパスの整備進捗状況と今後の見通しについてお聞きします。

2点目には、新戸地先の狭隘箇所をの拡幅についてお聞きします。新戸地先の狭隘箇所の改良については、これまで度々議会において指摘されてきております。一昨年度に道路を覆う枝木の剪定が行われましたが、肝腎の道路拡幅は未了のままです。今のままでは交通安全上も問題であり、早急な改良を県に求めるものでありますが、市の答弁をお聞きいたします。

次に、県道上布施勝浦線についてお聞きします。県道上布施勝浦線の整備については、平成25年9月議会の一般質問をして以来の質問となります。

県道上布施勝浦線は、千葉県道273号線上布施勝浦線と言い、千葉県夷隅郡御宿町上布施から勝浦市新戸へ至る一般県道で、延長7.186キロメートルの県道であります。しかしながら、起点から御宿町実谷の太子坂隧道付近までの御宿町区間は拡幅され2車線になっておりますが、御宿町実谷の太子坂隧道付近から終点に至るまでの勝浦市区間は、幅員が狭いため擦れ違いが困難な箇所も多い上、見通しも悪く、ごみの不法投棄など、防犯上にも問題があります。また、終点となる国道297号線新戸地先には、勝浦市の防災拠点となる防災備蓄庫があり、さらには、勝浦市と御宿町を結ぶ国道128号線が津波で機能しなくなった場合には、県道上布施勝浦線の果たす役割は大きいものと考えます。そこで、県道上布施勝浦線のうち、勝浦市区間の整備の今後の見通しについてお聞きいたします。

次に、国・県道の除草についてお聞きします。

国道128号線と国道297号線と市内を走る県道は、生活道路であるとともに、観光客など車で本市に来訪する方が必ず通る通行する幹線道路であります。両国道と県道ともに道路幅員も広く、交通量も多く、またスピードも出る道路であります。そして、春の訪れとともに道路除草シーズンが到来します。5月の連休が明ける頃には、道路脇に草の背丈も伸び、6月に入る頃には草の葉が歩道を越え、中には車道にはみ出るような箇所もあります。これではそもそも交通安全上の問題があり、観光客をおもてなしの上でも大きな問題であると考えます。県では年2回程度の除草をしているようですが、除草回数をもう1回増やすことが必要であると考えます。そこで、市内幹線道路である国道と県道の除草について、県に対して強く要望すべきと考えますが、市の見解をお聞きいたします。

次に、国道128号線の環境整備についてお聞きいたします。国道297号線と違い、国道128号線

は、部原から大沢に至る海岸部を走っております。晴れた日には、部原やマリブで勝浦ブルーを目にすることもでき、ドライバーの心を癒やしてくれます。最近でも民放のドラマのシーンでも使われました。

国道128号線のうち、串浜から松部に至る海岸堤防のペイントが剥がれていることに、以前から何とかすべきではないかと考えておりました。観光勝浦のためにも、景観保全の点からも、串浜から松部に至る海岸堤防の堤防アートの提案をするものでありますが、市の見解をお聞きいたします。

次に、道路里親制度についてお聞きいたします。

道路里親制度について、令和5年12月議会の一般質問において提案させていただき、令和6年度の当初予算において事業予算が計上され、令和7年度当初予算においても、175万円の事業予算が計上されております。そこで、道路里親制度の実績と導入効果についてお聞きいたします。

続いて、大きな2点目である教育課題についてお聞きいたします。

1点目には、学校体育館のエアコン設置についてお聞きします。今年も暑い夏がやってきます。猛暑、酷暑というワードが連日報道される夏です。日本はいつから熱帯地方になったのかという夏です。

一方で、ここ数年、勝浦市は猛暑日のない勝浦、100年猛暑日知らずの勝浦と報道され、一躍人気の移住先として知れ渡るようになりました。とはいえ夏は暑い。私たちが子どもの頃の夏の暑さとは違います。

私はこれまで平成25年6月議会、平成29年9月議会、平成30年9月議会の一般質問において、学校のエアコン設置について質問、要望し、その後、市内の小中学校の普通教室にエアコンを設置していただくようになりました。子どもたちは快適な教育環境の中で授業を受けられるようになりました。また、勝浦中学校では特別教室へのエアコン設置工事が進んでおります。地域の宝である子どもたちに対する市及び教育委員会に対して敬意を表するものであります。

普通教室、特別教室へのエアコン設置が進む中で、体育館へのエアコン設置は、これまでのところ進んでおりません。体育館は屋内運動場とも言われ、体育の授業のほか、部活動や各種大会、試合、また市内スポーツ団体等の練習場となっているほか、災害時には避難所としても利用される施設であります。南海トラフ、首都直下、房総沖といった今後想定される大規模地震に加え、激甚化する台風や気象災害時には避難所となる体育館へのエアコン設置は急務と考えられます。そこで、学校体育館のエアコン設置について提案、要望するものでありますが、市の見解をお聞きいたします。

次に、教育課題の2点目として、部活動の地域移行についてお聞きします。部活動の地域移行とは、中学校部活動を学校単位での活動から地域との連携、地域での活動へと移行するもので、文部科学省では、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動の地域連携・地域移行への施策を推進しています。特に令和5年度から3年間は、改革推進期間と位置づけられております。

部活動の地域移行のメリットとしては、子どもの技術向上、学校の働き方改革に好影響とあり、これまで人数が足りず実施できなかった部活動が可能になる、プロの指導者による技術向上、教員の負担軽減などがある一方、デメリットとしては、適任の指導者や活動場所の確保、

活動費や送迎など保護者の経済的な負担、指導の過熱化などがあります。

今年度は令和5年度から3年間の改革推進期間の最終年であり、今後勝浦市における部活動の地域移行について、これまでの取組と今後の見通しについてお聞きいたします。

次に、教育課題の3点目として、食育推進事業についてお聞きします。政府の広報では、食育は生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎と位置づけられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるもので、こうした「食育」が重要とされる背景には、近年、食に関連した様々な課題が浮上しているとあります。

例えば、栄養の偏りや不規則な食事などによる肥満、それらが原因と考えられる生活習慣病の増加、若い女性を中心に見られる過度のダイエット志向、高齢者の低栄養傾向等の健康面での問題、食の安全や信頼に関わる問題が外国からの食料輸入に依存する問題など、食を取り巻く環境が大きく変化しております。こうした中で、食に関する知識を身につけ、健康的な食生活を実践することにより、心と体の健康を維持し、生き生きと暮らすために、食育を通じて、生涯にわたって「食べる力」＝「生きる力」を育むことが重要になっているとあります。

こうしたことから近年、食育の重要性が認識されている中、勝浦市では今年度予算計上されませんでした。そこで、今年度予算計上されなかった理由と、これまでの食育推進事業への取組についてお聞きします。

次に、大きな3点目である屋外広告物条例についてお聞きします。

本年4月、関東市議会議長会総会が栃木県那須塩原市でありました。私も勝浦市議会議長として出席させていただきましたが、道中、見慣れぬ看板が多いことに気づきました。それは、ふだん見慣れた大手コンビニ、ドラッグストア、ガソリンスタンド、レストラン等の看板の色が違うことでした。看板が茶色に統一されており、それは那須町の景観にマッチしたものであり、いけてる町、あか抜けた町の印象で、おしゃれなお店の外観にマッチしたものでありました。

早速気になって調べたところ、栃木県那須町では、那須町屋外広告物条例によるものであることが分かりました。

御用邸があり、温泉、高原リゾートといった那須町の景観に合わせた看板は、那須町のイメージアップ、ブランディング効果がありました。

勝浦市でも、この屋外広告物条例を制定し、涼しいまち、冬でも暖かなまち、澄んだ海の勝浦ブルーが輝くまち等々、まちのブランディングとイメージアップにつながると考えますが、市の見解をお聞きいたします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの佐藤議員の一般質問にお答えします。

初めに、国道297号の整備についてお答えします。

まず、松野バイパスの整備進捗状況と今後の見通しについてであります。国道297号松野バイパスは、本市白井久保から大多喜町三又までの6.7キロが事業計画となっており、平成元年に事業に着工し、平成31年3月25日に2工区、松野・杉戸間の1.9キロが供用されました。

事業を実施している千葉県夷隅土木事務所に確認したところ、現在は1工区、白井久保・松野間で事業を実施しており、工事については、夷隅川に架かる橋梁の下部工事と併せ、芳賀地先においても工事用道路の工事を進めているとのことであります。

また、用地については、工区内の約7割を取得しており、残る用地の取得に努めていくとのことであります。

なお、工事の完成時期については、用地取得も完了していないことから、事業の完成時期についてはお示しできないとのことであります。

3及び4工区については、1工区完成後の交通状況を踏まえ、検討していくとのことであります。

次に、新戸地先の狭隘箇所 の 拡幅 について ですが、車道に覆いかぶさった樹木については、令和5年度に千葉県が伐採を行い、通行の安全確保をしていただきました。

道路を管理する千葉県夷隅土木事務所に確認したところ、今後も狭隘部の解消に取り組んでいくとともに、樹木が通行の支障となる場合には、その都度対応していくとのことであります。

次に、県道上布施勝浦線における勝浦市間の今後の整備見通しについてですが、道路を管理する千葉県夷隅土木事務所に確認したところ、現在、道路改良の予定はないが、幅員が狭い場所などの状況は把握しているので、必要に応じて交通安全対策を行うとのことであります。

次に、国道と県道の除草についてであります。道路を管理する千葉県夷隅土木事務所に確認したところ、年2回、業務委託により実施しており、道路パトロールや地域の要望を踏まえ、路肩や道路のり面で雑草が繁茂し、通行の見通しが確保できないなど、交通に影響のある箇所を優先して除草を行っているとのことであります。

次に、国道128号の環境整備として、堤防アートの提案についてであります。塗装が劣化していることは十分承知していますので、今後検討してまいります。

次に、道路里親制度の実績と導入効果についてであります。道路里親制度は、市民等が里親となり道路の美化及び保全活動に関わることにより、道路に対する愛着心や環境美化に対する意識の向上を図り、市民等と市が協働してきれいなまちづくりを推進しようとするもので、令和6年度より、この活動に対し、市が支援をしております。

令和6年度の実績といたしまして、里親に関する合意書の締結が22件、そのうち補助金の申請が21件でありました。

これまでの道路の保全活動は、地域の方の好意により行っていただいておりますが、補助金を交付することにより、活動に使用する道具、消耗品、燃料代等を捻出できること、また、活動に参加する方を市民総合賠償補償保険の適用対象としたことにより、参加団体からは一定の評価をいただいていると認識しております。

また、本制度の実施により、地元からの道路補修等の要望が前年度と比べると減少しております。

次に、屋外広告物条例についてお答えします。

屋外広告物は、まちのにぎわいの演出や経済・文化活動など社会生活に必要な情報を提供するなど、非常に有意義なものであります。

近年、本市は涼しいまち勝浦としてマスコミ等に取り上げられており、市内の屋外広告物の

色彩を統一することにより、市民はもとより、来訪者に対しても、より一層のイメージアップにつながると考えます。

しかしながら、広告物を掲載する企業側からすると、その企業のイメージカラー等が失われることも想定されることから、条例の制定については、近隣市町の状況も踏まえ、検討してまいります。

以上で、佐藤議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育に関する御質問については、教育長からお答えします。

○議長（戸坂健一君） 次に、教育長から答弁を求めます。岩瀬教育長。

〔教育長 岩瀬好央君登壇〕

○教育長（岩瀬好央君） それでは、ただいまの佐藤議員の一般質問にお答えします。

まず、学校体育館のエアコン設置についてであります。学校の体育館は、子どもたちの学習、生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用されるため、避難所機能の充実という観点から、国が空調の整備を促進しており、昨年度補正予算において交付金が新設されたところです。

本市の小中学校体育館には、感染症対策の一環として、令和3年にシーリングファンを設置していますが、児童生徒の熱中症対策等だけでなく、避難者の健康、安全、安心を確保するためにも、空調整備は必要と考えます。

国の交付金の対象が令和15年度までの設置であることから、それを目途に、市の財政状況や他の学校施設整備の状況を考慮し、エアコンの設置について検討してまいりたいと考えます。

次に、部活動の地域移行に向けた取組状況と今後の見通しについてであります。部活動の地域移行に関しましては、加速する少子化による部員数の減少や学校教職員の業務負担など様々な課題が想定される中、国及び千葉県から、地域で活動する団体や専門家等を活用し、地域全体で持続可能な活動環境を整備していくべきとのガイドラインが示されているところです。

本市においては、勝浦市部活動地域移行検討委員会での協議や近隣自治体との情報交換を行うなど、本市の実情に応じた部活動の地域移行の在り方について検討している状況です。

勝浦中学校においては、部活動の地域移行に先立ち、部活動指導における学校と地域の連携の取組として、地域の指導者等の協力により技術指導や練習サポートを行う勝中・部活動サポータークラブ制度が運用されております。

今後の部活動の地域移行に係る方向性につきましては、この勝中・部活動サポータークラブの効果や課題を整理し、地域全体で中学校の部活動の支援ができるよう検討を続けてまいりたいと考えます。

次に、食育推進事業に係る予算計上がなかった理由と取組についてであります。食育推進事業の予算については、昨年度までは主にキンメダイやサザエ等、地域食材を給食に提供するための食材費として計上しておりましたが、市の財政状況や物価高騰等の影響から、高価な食材を給食に提供することは難しい状況であったため、今年度予算に計上するには至りませんでした。

しかしながら、給食に郷土料理や勝浦産食材を提供することは、地域食材の活用など、食育の観点からも大切なことだと考えるため、様々な状況を勘案しながら、前向きに取り組んでいきたいと考えます。

また、今後も、学校給食共同調理場に勤務する栄養士等が学校と連携し食育に関する授業を行ったり、給食だよりの発行により、食習慣や食文化、栄養や健康に関する食育も進めていきたいと考えております。

以上で、佐藤議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 市長、それから教育長より御答弁いただきました。それに対して再質問いたします。

質問する前に、皆様の机の上に、資料1、資料2ということで置かせていただきました。那須町の看板と南房総市の千倉のアートな海の散歩道となっております。時間があれば後で触れたいと思います。

それでは先に、ちょっと順序逆になりますが、教育課題から行きます。体育館のエアコンについて、まず再質問していきます。

教育長答弁でありましたけれども、昨年度の補正予算で、国の補正ですよ、空調設備整備臨時特別交付金というのが創設されました。これは、2024年の9月1日現在でいきますと、全国の体育館のエアコン設置率が18.9%であるということで、今回のこの補助金、昨年までの補正でできた臨時特別交付金、これを活用して設置ベースを2倍にしていきたいというのが国の考え。教育長の答弁ありましたが、令和15年、西暦でいうと2033年までの間ということでありまして、この空調設備整備臨時特別交付金というのが、避難所に指定されている公立小中学校の体育館などに空調を設置する場合、費用の2分の1を国が支援するものであるということでもあります。

1点、先ほど令和15年度までにとということでお答えありましたが、あと8年あるからということではなくて、もちろん今、市原市とのごみの関係も、そっちは予算が優先されるかもしれないから、その後になるかもしれないんだけど、いずれにしても、やっていただく。やるということでもありますので、少しでも、1年でも早くやっていただきたいと。

1点だけお話ししますけれども、2011年、東日本大震災のとき、当時、猿田市長でしたけれども、あの震災の以降、体育館の整備、勝中の体育館の建て替え、勝浦小、豊浜小、それから総野小の体育館、3つ一気に耐震やりましたよ。猿田さん、一気にばーってやっちゃいましたので、ちまちまやらないで、やるんだったら3校、勝小、上野小、勝浦中、3校一気にぼんとやるぐらいの計画を立ててやっていただきたいということを、これはお願いをして、答弁要りませんので。時間がないので。

私も久しぶりの質問で、時間配分分からなくて、ちょっと時間足りなくなりそうなので、次行きますね。

次、部活動の地域移行について質問します。

これについては、私も調べれば調べるほど、勉強すれば勉強するほど、非常に難しい問題だと。これ都市部と田舎違うし、場所によってはスポーツ少年団みたいところがやっていたりとか、地域型総合型地域クラブでやっていたりとか、いろいろあるけれども、これ教員もそうだし、指導する側もそうだし、生徒たちのこともあるし、これ教育長も、教育課長も、本当大変。これ検討委員会という話ありました。検討委員会の中で、正式な名称は勝浦市部活動、字が見えなくなっちゃう、俺もね、何とか検討委員会とということでもありますけれども、非常に

大変だなと思います。

勝浦中のほうは、岡安校長のほうから、今年度のPTA総会において部活動サポーターという、簡単に説明ありました。これは部活動のサポーターということですので、地域移行とは若干違うことは考えられますけれども、いずれにしても、皆さん、3月議会で勝浦中の、これ生徒名、表彰されているし、みんな御存じだから、名前申しあげても大丈夫だと思いますけれども、柔道部の相子さんが全国大会行きましたよ。あのときの表彰の挨拶、皆さん聞いたでしょう。公立中学校のいる場合、柔道を教えらる先生いなくなっちゃったんですよ、去年。柔道教えられない先生が顧問として来て、今まで顧問だった先生が土日に教えてくれたり、日本武道館の武道学園の先生たちが教えてくれたり、土馬課長だって、中学校の勝中の柔道部の先輩だということで土曜日教えに来てくれましたよ。柔道会の人たちも協力してくれて全国に行けたって、あんなすばらしい感謝の挨拶した、相子さんの挨拶あったのと一緒に、これスポーツ部だけじゃなくて、文化部の部活動もあります。ありますけれども、いずれにしても、生徒の考えもあるし、親の考えもあるし、学校の考えもあるって非常に難しいなというふうに思っていて、重い課題を教育委員会は抱えているなというふうに思っています。

質問していて大変失礼なんですけれども、先ほど言ったこの検討委員会、部活動の地域移行の検討委員会の委員とか、その内容と併せて、これ答弁替わるとは思いますけれども、まずは、その委員の詳細について、委員会の詳細についてお答えいただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。勝浦市部活動地域移行検討委員会の構成についてでございますが、スポーツ団体関係者、文化団体関係者、保護者代表、学校関係者、教育関係機関、教育委員会代表者で構成されており、委員の数は10名以内となっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） この検討委員会、非常に重い十字架背負ったような検討委員会だと思います。部活動に、競技によっては、地域移行が進む競技もある、部活もあると思うし、そうでないものもあると思います。

実際に柔道部なんかは、県大会、関東大会、全国大会もそうですけど、中学校で出てこないんですよ。中学校で出てきている。去年は大多喜中の女子は全国行きましたよ、柔道部。大多喜中として出ますけれども、何々道場とか、何々塾とかとって、民間の、いわゆる町の道場というか、そういったものでも出てくるんです。名前出しますと、関東大会行ったら、小川道場って書いてありましたよ。小川直也さん、塾長の道場ですよ。そういった形で来ているし、勝浦であれば、日本武道館、武道学園というものがあります。

例えば柔道や剣道というものは今後そういったものに移行することは比較的考えられますけれども、ほかの競技によっては、なかなか難しい。

逆に考えると、今、勝浦中の運動部の部活動でない、例えば体操部、3年続けて議会表彰されている児童いますね。勝浦体操クラブ、ああいったものが逆に、今度は部活動と、地域移行することによって出れるようになるかもしれないと、そういったこともあります。

いずれにしても、これ非常に難しい検討委員会、進めていただきたいと思います。

参考までにですけれども、現在、勝浦中の部活動、これはスポーツ部、運動部、それから文

化も含めて、部員数お聞きいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。勝浦中学校の部活動ですが、運動部が8部活ございまして、柔道部が15名、剣道部が12名、野球部が24名、ソフトテニス部が34名、バスケットボール部が14名、バレーボール部が23名、卓球部が26名、陸上競技部が31名、文化部が3つございまして、吹奏楽部が36名、家庭科部が7名、美術部が15名というふうになっております。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 学校教育課長は、教育課長になる前では勝浦中の教頭先生として、また教頭先生でありながら剣道部の顧問として指導されていました。剣道の達人、7段で、教育長も剣道の達人でございますけれども、私も剣道でやっていたけれども、勝浦というと、柔道部、剣道部。恐らく剣道の試合でも道場単位で出てきているんだと思いますけれども、こういったこともありますので。

時間がないので、聞こうと思いましたが、次の質問いたします。

食育についてでありますけれども、食育として、食材が高いからということだったんですけど、私は食育という事業じゃなくて、それは地産地消という事業に名前変えたほうがいいんじゃないかなと思いますね。

各学校ごとに食育やっていますよ。勝浦中なんかでも、勝浦小でもそうですけれども。勝浦小は平成20、30年か、その頃に、たしか文部科学大臣賞を取っていますよね、何かね、勝浦小。たしか取っていますよ、食育の関係で。

勝浦中なんかでも郷育やっています。田植えをして、稲刈りをして、そして自分たちが植えた米を給食で食べて、稲わらを今度、お正月、お飾りを作っています。地引き網体験もしています。

実際それが僕は食育だと思ってまして、改めて市の予算上に食育とかということではなく、今、各学校ごとに各学校ごとの地域に応じて食育というものはされていると思います。

参考までに、教育課長のほうで、各学校ごとに把握されている食育活動があったら御紹介いただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。重なっている授業もございまして、学校名を省いて、やっている授業を紹介させていただきたいというふうに思います。

学校で野菜を栽培して、それを利用したスープカレー作りですとか、勝浦の特産物を生かした弁当作り、また房総太巻き寿司作り等、地域の食材を生かしたものと、先ほど教育長の答弁にもございましたが、栄養士等と連携して、学校のほうで箸の持ち方等の食事のマナーですとか、栄養バランスについての授業等も行いながら、食育を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） また来年度以降、学校も統廃合になってきて、また変わってくるかと思えますけれども、今やっている各学校で勝浦らしい食育というものを続けていただければいいかなというふうに思いますので、時にはおいしい食材、ちょっと高い食材というものがあれば、そ

れはいいと思いますけど、また御宿町との、給食センターは御宿町でもあるし、そういったことも踏まえて進めていただきたいと思います。

教育課題は終わりにします。

続いて、屋外広告物条例、先に行きます。資料を配らせていただきました。これ見ていただくといいと思いますけれども、那須町の看板でありますけれども、企業名、言っちゃってもいいと思います。大手コンビニ、看板が茶色の看板になっています。飲食レストラン、茶色の看板であります、いわゆるファミレスというものです。こういうふうになっていました。

市長、最初いいと、答弁聞いていて、おっ、やる気かなと思ったら、しかしながら入ったのでね。しかしながら入って、それはそうですよ。今回、初めて私、提案しました。

勝浦市は景観条例というものはありません。国定公園内であって、私は実は議員1期目のときに景観条例のときに質問しようと思って、いろいろ各課の課長に聞いたら、なかなかねということで、今まで質問した経緯はないんですけれども、これは屋外広告物条例でありまして、これは河口湖などでも同じものになっています。やっぱり茶色の看板になっています。

私は、先ほど言いましたけど、非常にあか抜けている、イメージアップにつながるといったんです。この後の道路に聞きますけど、草も生えていないですよ、道路、全然。きれいですよ。

恐らく那須って、やっぱり御用邸があって、高級リゾートのイメージもあるし、温泉も出るし、やっぱりあか抜けているし、何か、それと勝浦をダブるわけじゃないんですけど、やっぱり今こそ、この勝浦のブランディング、イメージアップするためには、これやったらどうかというふうに思いました。

企業さんのイメージカラーってあるけど、実際に那須や河口湖ではやっちゃっているんで、市がやる気になれば、企業変えますよ。

場合によっては、市内の事業者さんに対しては、その看板を変えることによって費用負担が発生するのであれば、それは市のほうで、何分の何以内だったらみたいな形でやればいいだけの話で、大多喜町の街なみ景観なんか、あれ平成10年頃から始まりまして、今もう、あれだけになりましたよ。

ああいうような形を、勝浦をブランディングしていく上で、まず看板から着手してみて、やっていったらどうかという提案なんです。

これについて、市長か副市長と思ったんですけど、加藤副市長、今、目が合ったから。やっぱり、竹下副市長でもいいんですけど、これ研究、検討の答弁でいいですよ。いいんですけど、僕の提案、僕、結構いいと思っているんですよ。これって看板一つ変えるだけで、まちのイメージ変えられるのであれば、やったらどうでしょうという話なので、その御答弁を聞いて、ちょうど休憩なると思いますので、御答弁いただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。ただいま佐藤議員からいただいた御提案については、施策の効果、一定程度あるということで受け止めさせていただいて、今後、研究、検討していきたいなと思っています。

勝浦市としても、シティプロモーション、ブランディングやっていかなければ生き残りしていけないというふうに思っていますので、今後、検討を進めたいなと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） 午後2時15分まで休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時14分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 加藤副市長から答弁をいただきました。屋外広告物条例でありますけども、市長の答弁の中に近隣市町という言葉入りましたね。あの答弁要らないですね。勝浦は先んじてやるべきだと思います。近隣に先んじてやること、こう僕は提案しているので、ほかにやられる前にやりましょうよと、勝浦のイメージアップしましょうよという提案でございますので。

次の質問に、道路のほうに行きたいと思います。先に、順番逆で、里親のほうから質問させていただきたいと思います。

一時期、自助、共助、公助という言葉が聞くようになりました。これは災害時にのみ使われるようなイメージでありますけれども、もともと我が国は、家族という単位があって、その周りに住む地域の連携があって、市町があって、そして国があるということでもあります。

せんだって、私の中谷の隣の関谷、5月の終わりに関谷区で、住民総出で草刈りやられていました。恐らく関谷区は多分、里親申請になっているんだと思いますけれども。元から住んでいる、元からという言い方、変ですけど、新しく、市内移住なのか、市外から移住されてきたか分かりませんが、新しい家が何軒か建っているんですけど、そういった新しく住まわれた方たちも参加されて、みんなでやられていました。道路みんなで草刈りをして、きれいになっていました。そして刈った草は、都市建設課のほうで多分、処分、トラックが来て、きれい、本当にきれいになっていましたよ。これが里親制度だと思います。昔で言う道普請なんだと思います。

我が国はもともと、お葬式もそうですし、建前とか、あとは結婚、あと七五三とか、道普請とか、地域がつながって支えながら、助け合いながら生活をしてきましたけれども、今なかなかそういうのもなくなっている状況の中で、例えばこの里親制度が、改めてこういった地域の支え合いの活動の柱になると思いますし、これが逆に、ただ道路を整備するだけではなくて、そういった意味で、昔からの田舎らしいという部分の助け合い、支え合いというものが、これを通じて行われるのではないかなという、そういった私は効果も期待できるのではないかなというふうに思っています。

そういったことで、今年度、実績と、合意書が22件、補助金申請が21件ということでありました。うちのほうの区は、中谷区のほうは、この間、区長とも話しましたが、今のところ、道路の設置する土地の所有者なり耕作者が、まだ今みんなできているので、改めて区として、里親までは今のところは、まだ予定はしなくていいねという話はしました。

しかしながら、この里親制度をやることによって、やる必要が出てくるような区が出てきて、そういう路線も増えてくると思いますので、その際は、その都度やっていただきたいと思います。

何よりも令和5年の12月に提案している当初予算に上げていただいた都市建課長の苦勞、それから市長、副市長の判断が本当にありがたいということで、感謝だけ申し上げさせていただきます。

きます。

続いて、その前の堤防跡について質問させていただきます。こちら資料の2となりました、南房総市、ちくらアートな海の散歩道ということで、総延長1,525メートルに138の作品が並ぶということで、実際にこれはインターネットで、これが、絵が飾られているの、私が選んで、ちょっと載せてみました。一つは、くじら場壁画というのには、クジラばかりがあるんですけど、ここあたりとか、あります。

南房総市千倉町の千田漁港から平磯漁港というんですかね、までの長さ約480メートルの防波堤が、ちくらアートな海の散歩道と。

最初に完成した第1工区の千田、平磯エリアというのが最初のものであります。コンクリートの壁に、20名のアーティストと4グループの子どもたちが手がけた48点の作品が並んでいると。イラストレーターの山口マオさんという方が中心となり、南房総市や近隣在住のアーティストに呼びかけ、壁画制作が行われました。千倉で生まれ育ち、ハリウッドで活躍した俳優の方、早川雪洲さんと言うんですかね、の肖像画とか、少年期をこの地で過ごしたイラストレーター、安西水丸さんという方ですかね、の作品も並んでいるということでもあります。

その後、第2工区のくじら場壁画ROADと。「クジラジョウ」と言うんですかね、「バ」壁画ROAD。それから第3工区の大川エリアということで、この第1工区、第2工区、第3工区全体で、ちくらアートな海の散歩道が完成したということでもあります。

私は今回、串浜から松部、色剥げています。前からずっと思っていて、なぜ。もう30年以上前だと思います。なぜ、あそこに色を塗られたのかということも、もう、多分、県が分からないということも言っていましたよね。分からないんですよ、何で色を塗られたか。でも、いずれにしても、剥げていて、かつこ悪いじゃないですか。じゃ、やりましょうよということでもあります。

千倉ではできました。勝浦でやろうと思えばできます。これは、私は予算かけないでできると思っています。

例えば、あそこであれば成美学園の、例えば美術専攻している子がいたら成美学園、勝浦中の美術部でもいいです。またプロのアーティストとか、美術大学とか、そういうところにお声かけしていただいて、場合によっては、お金を頂いて、描いてもらってもいいと思います。だって、自分の作品をそこに残せるんだから。逆に、ただでもいいですよという話ですけど。

ただ、安全対策する上で、安全対策費みたいのは、ある程度しなきゃいけないと思います。特に松部区間は歩道がありませんので、非常に危険なので。串浜部分、マリブのところは歩道があるからいいんですけど。思います。

例えばですけど、地元の子どものエリア、プロのアーティストのエリア、セミプロのエリアがあって、その一角に白く開けるんですよ。この一角はバンクシーのエリアですって、バンクシーさん、いつか来てくださいみたいな、そんなのやったら、メディアすぐ来ますよ。勝浦の海の海岸通りとって、すぐ取材がばんばん来ますよ。そんなぐらいの仕掛けをしてやりましょうよという提案です。

ということなんですけど、ありますけれども、市長に、これについては御答弁を、所感でいいですね、お声をいただければというふうに思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。たまたま、この南房総市のちくらアート、これを数年前に見に参りました。すばらしい作品が並んでおりました。

勝浦でも、何年前になるかという、40年前ぐらいに、光のクジラとか、海岸にアート作品を子どもと共にペインティングした記憶もございます。

このアートな海の散歩道、まずは見て、感動でした。この千倉の発信する何かよろしいものが感じられた次第です。

勝浦も前向きに検討しようかなということで、昨日も、ここの勝浦のこの区域を副市長と共に見てまいりました。

これから様々なところをクリアしなければいけないと思いますので、前向きに検討するということで答えといたします。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 分かりました。

実はこの千倉の、私これ質問提出した後に、実は千倉でも同じようなことやっていますよって、観光協会の職員が教えてくれたんですね。で、調べたんですけども。

実はこれ、もしやるとなったら、これイベントとしてやっちゃえばいいんじゃないのという声もありましたので、御紹介します。

あわせて、これも、堤防じゃないんですけど、海中公園に行くトンネル、また展望塔に行くまでのトンネルもありますけど、あのトンネルを海中展望塔のトンネルにしちゃえばどうですかという提案。これも足場組んだりするのは予算かかるかもしれないけど、アートするのは、ただでアーティスト描いてくれば、ただでできると思いますので。

だって海中公園、波があれしたら展望塔入れない。入れないというか、見れないんだったら、トンネルで、それを味わってください。展望塔行くまでのトンネルも、あれだけあるから、あそこもトンネルアートも一つの提案として私、今回しますよ、ぜひこれは道路と関係。あそこは市道になるんですかね、市道のトンネルになりますけれど、考え方によっちゃ、予算かけずにできると思いますので、提案します。

時間がございませんので、次の質問します。草ですね。除草。

実はせんだって、私は5月の終わりに、中谷のバス停があるんですけど、あそこはもうバス停があるのか分からないぐらい草が生い茂ってしまっていて、実はうちの娘があそこから乗るので、草が多くて車道を歩かないと歩けないということで、私、草刈りましたよ。草刈りましたけれども、そういう箇所が、特に297号線、至るところにあるんですよ。

杉戸はすごくきれいでしたね。全部、佐野から、ずっと297走りましたけど、非常にきれいになっている箇所と、きれいになっていない箇所。学校給食センターの下なんかは、歩道が歩道じゃなくなっています。昔はあそこは床屋さんのおやじさんがいつもごみを拾って、草をきれいにして、新戸小の子どもたちが通るからってきれいにしていたところ、学校がなくなって、ああいうふうな草ぼうぼうな道になっちゃったというのは一つの例でありますけれども。

いずれにしても、車道、車のこともそうですし、歩道を歩く人のこと、車道を走る自転車のこととも考えた上で、これは国・県道だから県の事業ですけど、やってくださいってお願いで、やってくんねえんだから、じゃあ何か考えなきゃいけないでしょって話ですよ。このまま指をくわえているんですかって。

ほかの、さっき言ったけど、那須なんか行ったら、草なんか生えていないですからね、本当。何で那須はきれいで、勝浦は草ぼうぼうなんですかって話なんですよ。

次の297の整備と重なりますけど、道路問題って、私は最後は政治力だと思っているので、それは市長じゃないでしょう。国会議員も県議員もいて、市長もいて、みんなが一緒になってやらないと。道路問題、整備、草刈りもそうですけど、必要だと思います。

一例を挙げますと、一例といいますか、旧有料道路、武大の入り口のほうから降りて行って、串浜のほうに降りますけれど、今あそこに、青い自転車が通るマーク、ありますね。これ何て言うんでしたっけ。矢羽根って言うらしいですね。矢羽根型路面標示といって、自転車の安全な通行を促すため、車道の左側に自転車の正しい通行位置と方向を明示するものということで、青い矢印型のものが、今いろいろなところで見受けすると思いますけど、これ矢羽根型路面標示と言うんですけど、これ旧有料道路のところもあるんですね。矢羽根のところ、草出ちゃっているんですよ、これね。草が生い茂っちゃっている。自転車走れないでしょう、矢羽根のところって。県の人、それ見ているんですか、夷隅土木って。私は本当に憤りを覚えるぐらいね。あそこ、成美学園の子たち、場合によっては通りますよ、今、自転車で。あの峯山の研修所、旧武大のところは今、寮になっているでしょう。矢羽根の路面標示をしておきながら、自転車通れる、そこに草が茂っちゃって、どうなのというふうに。これ写真撮ってね、本当やってやりたいという思いになりますよ。297もそうですけど。

ということで、ちょっと感情が入っちゃいまして申し訳ないですね。とにかく草刈りの回数を増やしていただきたいと。

過去に私は、草刈りもそうなんですけど、いわゆる路肩と歩道との間に、いわゆる葉っぱとか土砂がたまってくるんですよ。そこからまた草が生えてくるんですね、堆積して。それを全部取ってくださいってお願いして、6年ぐらい前に1回ね、297のある部分、1区間を全部その土砂を撤去してもらったんですよ。撤去すると泥がなくなるから、草が生えてこなくなるんですよ、いつときは。でも、また枯れ葉が落ちたり何かして、またそれが堆積して、泥化してきて、そこからまた草が生えてくるので、除草と同時に、3年に1回は、その堆積土砂も撤去しなきゃいけないなというふうに思っていますので、これ、ぜひ県のほうに強く要望していただきたいというふうに思います。

最後、上布施勝浦線については、もういいです。私が生きている間には、これは無理だなと。

ただ、これについては、1回、定期的に質問は、要望させていただきます。地元の区長さんたちからも僕も言われています。ということなので、松野バイパスができるまでは、この道はできないだろうなというふうには思いますけれども、とはいえ、やっぱり声を上げなければいけませんので、やらさせていただきます。

最後、松野バイパスの件、新戸の狭隘箇所も含めてお話ししますけれども、この松野バイパスは平成元年度に着工したと、先ほど市長の答弁からありました。正式には6,660メートル、勝浦市域が5,120メートル、大多喜町の区域で1,540メートルのバイパスであります。平成元年に着工して、2工区が完成したのが平成31年3月25日。30年たって、やっと1工区が完成したと。次の1工区、その後の3工区、4工区、120年後にできるんですかって話になります、今の、いけば。

去年は、私も議長で、297の促進の期成同盟、市長と一緒に県庁へ行きました。市原市の市長、

議長、大多喜町の町長、議長とも行きました。昨年行ったときに、道路用買のあれが70%と言いました。今日の答弁でも70%ですね。全然進んでいないじゃないですか。

地元の人たち、勝浦市民は、いつになったら開通するんですか、俺たちが生きている間には開通できねえなって、そんな諦めの声まで出てきちゃっていますね。改善しないと。

来年には、今年中には用買を80にします、来年90にします、そして再来年には着工しますという、お示しできないって言った、さっき答弁で、県は。お示ししてくださいよって。平成元年に着工している道路ですよって。

森先生も、小高県議も、今、小路議員も同じ選挙区になっていますから、しっかりと、長生グリーンラインよりも297だと、併せて横山バイパスだということは、これは強く、大多喜の町長とも連携していただいて。だって生命線の道ですからね。ということで、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

残り1分となりました。ちょっと予定より、やっぱりすみません、久しぶりの質問で時間配分できなくて、1点だけお話しします。

この着工がしたときには山口吉暉市長でした。第3代の市長、その後、第4代、藤平市長、第5代、猿田市長、第6代、土屋市長、そして今の照川市長、市長が5人替わっていますよ。5人替わっても開通しないバイパス。しかも、全体6.7キロのうちの1.9キロしかできない。

ぜひ、これは我々議会としても、しっかりと議会が一つになって、また市と、また県議、国会議員の森先生と、近隣の大多喜町と一緒に、これを要望し、1日でも早く開通できるような努力を。私は昨日言いました。政治の世界は結果責任ですから、結果を出さなければいけないと思いますので、ぜひそのことを強く声を上げさせていただいて、答弁は要りません、質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） これをもって、佐藤啓史議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（戸坂健一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明6月6日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集を願います。

本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時34分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問